

資料編

1 各団体連絡先一覧

団体名		担当部署	担当係	電話番号
神奈川県	工事・コンサル	県土整備局事業管理部 建設業課 横浜駐在事務所	建設業審査 担当	045-313-0722 (直通)
	一般委託・物品	会計局調達課	資格審査 グループ	045-210-6721 (直通)
相模原市		企画財政局財務部契約課	-	042-769-8217 (直通)
平塚市		総務部契約検査課	契約担当	0463-21-8780 (直通)
鎌倉市		総務部契約検査課	契約担当	0467-61-3983 (直通)
藤沢市		財務部契約課	登録申請担当	0466-22-1125 (直通)
小田原市		総務部契約検査課	契約係	0465-33-1323 (直通)
茅ヶ崎市		財務部契約検査課	契約担当	0467-82-1111 内線2562～2564
逗子市		総務部管財契約課	-	046-872-8138 (直通)
三浦市		総務部契約課	-	046-882-1111 内線211・236・237
秦野市		総務部契約検査課	契約担当	0463-82-5126 (直通)
厚木市	工事・コンサル	総務部契約検査課	工事契約係	046-225-2080 (直通)
	一般委託・物品	〃	物品契約係	046-225-2171 (直通)
大和市		総務部契約検査課	契約係	046-260-5341 (直通)
伊勢原市		総務部管財契約検査課	契約・検査係	0463-94-4711 内線3135・3136
海老名市		財務部契約検査課	契約係	046-235-4618 (直通)
座間市		総務部契約検査課	契約係	046-252-7071 (直通)
南足柄市		総務防災部管財契約課	契約検査班	0465-73-8009 (直通)
綾瀬市		総務部管財契約課	契約検査担当	0467-70-5642 (直通)
葉山町		政策財政部財政課	契約検査係	046-876-1111 内線323
寒川町		企画部財政課	契約検査担当	0467-74-1111 (代表)
大磯町		政策総務部財政課	管財係	0463-61-4100 内線218
二宮町		政策総務部財務課	財務契約班	0463-71-3311 内線313
中井町		総務課	財務班	0465-81-1111 (直通)
大井町		企画財政課	契約担当	0465-85-5003 (直通)
松田町		総務課	管財係	0465-83-1221 (直通)
開成町		行政推進部財務課	管財担当	0465-84-0322 (直通)
箱根町		総務部財務課	管財契約係	0460-85-9563 (直通)
湯河原町		庶務課	庶務係	0465-63-2111 内線282
愛川町		総務部管財契約課	契約検査班	046-285-2111 内線3266・3267
清川村		まちづくり課	建設係	046-288-3862 (直通)
神奈川県内広域水道企業団		総務部契約検査課	契約係	045-363-4199 (直通)

2 提出書類送付先一覧

団体名	郵便番号	住所	宛名	送付先FAX番号
神奈川県	221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2	神奈川県 県土整備局事業管理部建設課横浜駐在事務所「入札参加資格申請・共同受付窓口」	(045)272-6480
	231-8588	横浜市中区日本大通1	神奈川県 会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」	(045)210-8869
申請業種によって、あて先が異なります。詳しくは、宛名シートと共に印刷される「宛先について」をお読みください。				
相模原市	252-5277	相模原市中央区中央2-11-15	相模原市 企画財政局財務部契約課	(042)769-5325
平塚市	254-8686	平塚市浅間町9番1号	平塚市 総務部契約検査課	(0463)21-9601
鎌倉市	248-8686	鎌倉市御成町18番10号	鎌倉市 総務部契約検査課	(0467)23-8521
藤沢市	251-8601	藤沢市朝日町1番地の1	藤沢市 財務部契約課 登録申請担当	(0466)50-8406
小田原市	250-8555	小田原市荻窪300番地	小田原市 総務部契約検査課 契約係	(0465)33-1286
茅ヶ崎市	253-8686	茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号	茅ヶ崎市 財務部契約検査課	(0467)87-8118
逗子市	249-8686	逗子市逗子5-2-16	逗子市 総務部管財契約課	(046)873-4520
三浦市	238-0298	三浦市城山町1番1号	三浦市 総務部契約課	(046)882-1160
秦野市	257-8501	秦野市桜町一丁目3番2号	秦野市 総務部契約検査課 契約担当	(0463)82-5242
厚木市	243-8511	厚木市中町3丁目17番17号	厚木市 総務部契約検査課 「入札参加資格申請窓口」	(046)223-4058
大和市	242-8601	大和市下鶴間一丁目1番1号	大和市 総務部契約検査課	(046)264-6074
伊勢原市	259-1188	伊勢原市田中348番地	伊勢原市 総務部管財契約検査課	(0463)93-5575
海老名市	243-0492	海老名市勝瀬175番地の1	海老名市 財務部契約検査課	(046)232-6574
座間市	252-8566	座間市緑ヶ丘一丁目1番1号	座間市 総務部契約検査課	(046)255-3550
南足柄市	250-0192	南足柄市関本440番地	南足柄市 総務防災部 管財契約課 契約検査班	(0465)72-2018
綾瀬市	252-1192	綾瀬市早川550番地	綾瀬市 総務部管財契約課 契約検査担当	(0467)70-5597
葉山町	240-0192	葉山町堀内2135番地	葉山町 政策財政部財政課 契約検査係	(046)876-1717
寒川町	253-0196	寒川町宮山165番地	寒川町 企画部財政課 契約検査担当	(0467)74-9141
大磯町	255-8555	大磯町東小磯183番地	大磯町 政策総務部財政課 管財係	(0463)61-1991
二宮町	259-0196	二宮町二宮961番地	二宮町 政策総務部財務課 財務契約班	(0463)73-0134
中井町	259-0197	中井町比奈窪56番地	中井町 総務課 財務班	(0465)81-1443
大井町	258-8501	大井町金子1995番地	大井町 企画財政課 契約担当	(0465)82-9965
松田町	258-8585	松田町松田惣領2037番地	松田町 総務課 管財係	(0465)83-1229
開成町	258-8502	開成町延沢773番地	開成町 行政推進部財務課 管財担当	(0465)82-5234
箱根町	250-0398	箱根町湯本256番地	箱根町 総務部財務課 管財契約係	(0460)85-7577
湯河原町	259-0392	湯河原町中央二丁目2番地1	湯河原町 庶務課 庶務係	(0465)63-4194
愛川町	243-0392	愛川町角田251番地1	愛川町 総務部 管財契約課 契約検査班	(046)286-5021
清川村	243-0195	清川村煤ヶ谷2216番地	清川村 まちづくり課 建設係	(046)288-1909
神奈川県内 広域水道企業団	241-8525	横浜市旭区矢指町1194番地	神奈川県内広域水道企業団 総務部契約検査課契約係	(045)363-1122

3 申請の種類と時期について

(1) 申請とは

入札参加資格に関する申請とは、次のような新たな資格の認定を受けるための行為をいいます。つまり、初めて認定を受ける、認定を受ける団体を追加する、認定を受ける業種を追加する、認定の有効期間が切れるため継続して認定を受けるための申込をすることです。

申請には、新たな資格を認定するための審査が必要になります。定期申請では審査対象者が多いため約半年、随時申請でも1～2カ月の審査期間を要し、認定時期は定期が2年に一度、随時が月に1度の周期となります。

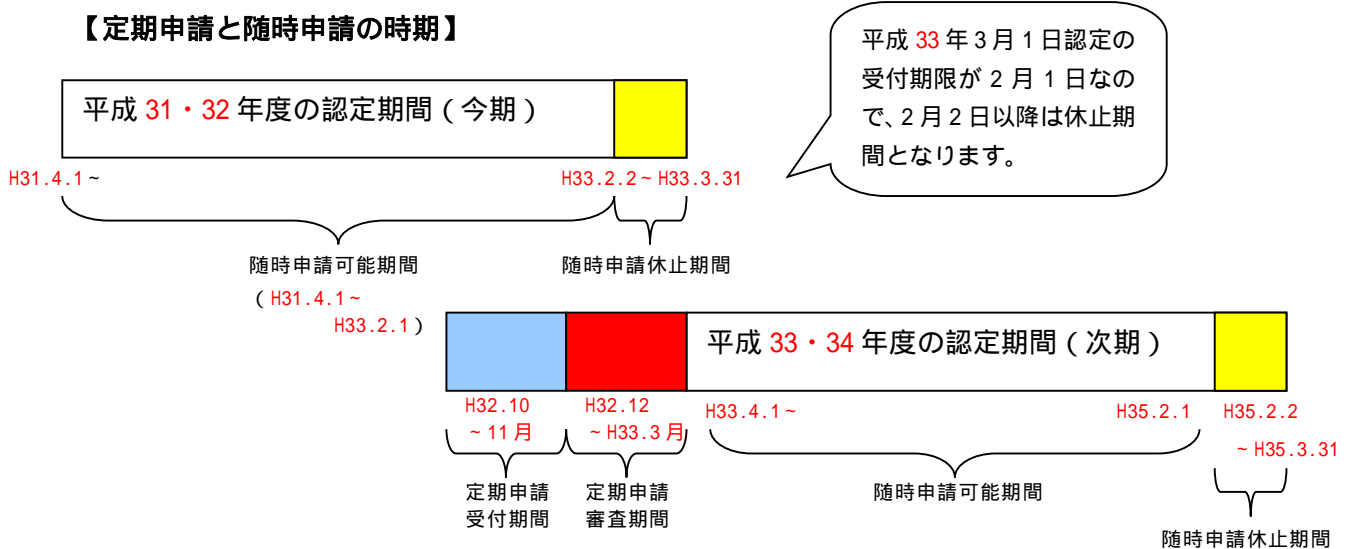
(2) 定期申請と随時申請

定期申請とは、認定期間の2年に合わせて、初日からの認定に間に合うように、約半年前に一定期間受け付け、資格審査を行うことをいいます。

したがって、定期申請は、次期（平成33・34年度）の認定期間についてあらかじめ認定を受けるための申請です。

それに対し、随時申請とは、今期（平成31・32年度）の認定期間について、新たな資格を受けるための申請です。

したがって、随時申請で認定された資格は、今期（平成31・32年度）の認定期間をもって満了します。また、認定済みの方であれば、変更届により、今期（平成31・32年度）の申請内容を変更することができます。



(3) 通常の申請と簡易な申請

平成17・18年度の共同受付開始に伴い、一般委託と物品に限り、専ら小規模な業務委託や小額の物品購入などを対象に通常より簡便な方法で申請することができる制度を設けました。

簡易な申請は、申請手続を簡素化する一方、参加できる入札には制限があり、申請を受け付けない

団体もあります。詳しくは、「第1編第2章1(9) 簡易な申請の資格要件について(31ページ)」、及び「資料編15 簡易申請、経常JV、実績加算の事業協同組合の認定取扱い状況一覧表(232ページ)」をご覧ください。

通常の申請とは、従来どおりの申請手続により入札参加資格の認定を受けるためのものです。

なお、簡易な申請も通常の申請も、審査期間については違いがありません。

(4) WTO申請と企業再編申請

WTO申請とは、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に基づき、いわゆる政府調達案件の入札に参加するため、新たな認定を受けようとする申請のことをいいます。

緊急性の高い申請であることから、通常の申請の例外として、毎月1回の認定周期に関係なく、速やかな認定ができるようにしています。

通常の申請とは区別する必要があるため、システムのメニューについても、通常の申請とは別にしています。

また、政府調達案件の入札は「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に基づき、都道府県及び政令指定都市のみが対象とされることから、共同運営参加団体の中で県と相模原市が対象及び申請先団体となります。

企業再編申請とは、企業の統廃合や分社化などにより、認定を受けていた資格者の法人格が消滅し、新たに別会社として申請するような場合に、営業譲渡契約などにより事業の継続性が認められ、速やかな認定が望ましいケースについて、通常の申請とは別に速やかに認定するための申請をいいます。

これも、通常の申請とは区別する必要があるため、システムのメニューについても、通常の申請とは別にしており、緊急性の高い申請であることから、申請先団体は県のみに限るものとしております。

なお、WTO申請及び企業再編申請とも、一旦県あるいは相模原市の認定を受けた後、他市町村等への申請を希望する場合には、団体追加申請により、他の団体より認定を受けるものとします。

(5) 業種追加申請と団体追加申請

業種追加とは、県や他の団体から認定を受けている者が、新たに認定を受けていない営業種目について追加的に認定を受けるための申請をいいます。

また、団体追加とは、県や他の団体から認定を受けている者が、新たに認定を受けていない団体について追加的に認定を受けるための申請をいいます。

これらについては、既に県や他の団体から認定を受けていることから、システムでの申請項目を限定し、最小限の手続きで認定が受けられます。

そのため、業種追加と団体追加を同時に申請することはできません。両方の申請を希望する場合は、優先順位をつけて、どちらかを先に申請し、認定後にもう一方の申請を行ってください。

【別表 申請の時期と種類】

申請の時期と種類	申請の内容
定期 / 新規申請	次期の認定期間について、新規に神奈川県または各団体へ競争入札参加資格を申請する場合の申請。
定期 / 新規申請（簡易）	次期の認定期間について、新規に神奈川県または各団体へ競争入札参加資格を申請する場合の申請。 申請希望営業種目が許認可等を必要としない一般委託および物品の契約（小額案件等）に限ります。
定期 / 継続申請	次期の認定期間について、既に認定されている事業者の方が継続して、神奈川県または各団体へ競争入札参加資格を申請する場合の申請。

申請の時期と種類	申 請 の 内 容
定期 / 継続申請(簡易)	<p>次期の認定期間について、既に認定されている事業者の方が継続して、神奈川県または各団体へ競争入札参加資格を申請する場合の申請。</p> <p>申請希望営業種目が許認可等を必要としない一般委託および物品の契約（小額案件等）に限ります。</p>
随時 / 新規申請	<p>今期の認定期間について、新規に神奈川県または各団体へ競争入札参加資格を申請する場合の申請。</p>
随時 / 新規申請（簡易）	<p>今期の認定期間について、新規に神奈川県または各団体へ競争入札参加資格を申請する場合の申請。</p> <p>申請希望営業種目が許認可等を必要としない一般委託および物品の契約（小額案件等）に限ります。</p>
随時 / 継続申請	<p>今期の認定期間について、<u>過去に認定されていた事業者</u>の方が継続して、神奈川県または各団体へ競争入札参加資格を申請する場合の申請。（更新漏れなどの場合）</p>
随時 / 継続申請(簡易)	<p>今期の認定期間について、<u>過去に認定されていた事業者</u>の方が継続して、神奈川県または各団体へ競争入札参加資格を申請する場合の申請。（更新漏れなどの場合）</p> <p>申請希望営業種目が許認可等を必要としない一般委託および物品の契約（小額案件等）に限ります。</p>
W T O 申請	<p>今期の認定期間について、新規に神奈川県へ競争入札参加資格を申請する場合の申請で、特定政府調達案件（いわゆるW T O 案件）の入札に参加するため、通常の新規申請の手続きでは間に合わないときに限ります。</p> <p>W T O 申請は、都道府県及び政令指定都市のみが対象となるため県と相模原市が申請先団体となります。</p>
企業再編申請	<p>今期の認定期間について、企業再編による合併、分割、又は営業譲渡により、消滅した既認定業者から事業継承をした者が新たに神奈川県へ競争入札参加資格を申請する場合の申請で、通常の新規申請の手続きでは実情に合わないときに限ります。</p>
業種追加申請	<p>今期の認定期間について、既に認定されている事業者の方が業種や営業種目を追加申請したい場合の申請。</p>
団体追加申請	<p>今期の認定期間について、既に認定されている事業者の方が団体（市町村等）を追加申請したい場合の申請。</p>

4 届出の種類と時期について

(1) 一部廃業届と全廃業届

一部廃業とは、県や他の団体から認定を受けている者が、現在認定を受けている営業種目の一部について、認定を辞退するための申請をいいます。

全廃業とは、県や他の団体から認定を受けている者が、現在認定を受けている営業種目の全ての認定を辞退するための申請をいいます。したがって、全廃業届を提出する行為は、全団体に対して認定を辞退する意思表示となります。

全廃業は、一切の事業取引を行わないということになりますので、本IDについても無効となります。

(2) 認定辞退届

認定辞退とは、県や他の団体から認定を受けている者が、現在認定を受けている県以外の団体について、認定を辞退するための申請をいいます。

したがって、少なくとも県の認定は継続することになりますので、県の認定も辞退したいときには、全廃業届により手続きをしてください。

(3) メールアドレス変更届

メールアドレス変更届とは、県や他の団体から認定を受けている者が、今期の申請内容のうち申請者メールアドレスを変更するための手続きです。

システムにより即時反映する処理を行います。

(4) パスワード変更届

パスワード変更届とは、県や他の団体から認定を受けている者が、システムを安全に利用するにあたり、パスワードを変更するための手続きです。

システムにより即時反映する処理を行います。

(5) 変更届

変更届とは、県や他の団体から認定を受けている者が、新たな認定を伴わない範囲において、今期の申請内容を変更するための手続きです。

審査を経てシステムに反映する処理を行います。

(6) 申請や届出が複数ある場合の対処方法

申請や届出が複数あるときに、受付中のデータが承認前で確定する前に次の申請データが登録できてしまうと、前の申請データに修正や非承認が生じ、前後のデータに矛盾が起きてしまいます。

そのため、今期中の申請や届出が複数あっても、それらを一度に登録することはできません。

一つの申請や届出の手続きが完了してから、次の申請等を行うこととなりますので、必要度合いに応じた優先順位をつけることが重要になります。

以下に指標を例示しますが、参加したい具体的な入札案件があるときは、まずそれに必要な手続きを優先することが第一条件と考えてください。

【別表 申請や届出が複数あるときの判断指標】

判断指標	優先順位の考え方
申請と届出の優先度	<p>申請は入札参加資格を得るための行為で、資格がなければ入札に参加できないことから、通常は申請を優先すべきです。</p> <p>ただし、受任者の有無や、営業種目の細目、希望順位などは業者選定の重要な要素となりますので、既認定団体の入札参加等を重視するならば、先に変更届を出すべきです。なお、希望順位の変更には制限があります。</p> <p>工事・コンサルについては希望順位を業者選定に用いませので登録業種数に読み替えてください。</p>
申請と申請の優先度	<p>業種追加申請は、未認定の営業種目で既認定団体の入札に参加したい案件があるときに優先すべきであり、団体追加申請は、未認定団体の入札に参加したい案件があるときに優先すべきです。</p> <p>ただし、認定には期間を要しますのでご注意ください。</p>
届出と届出の優先度	<p>変更届は、受任者や連絡先などが変更になった事実を名簿に反映するためのもので、通常は変更届を優先すべきです。</p> <p>廃業届は、認定を受けた営業種目を単位とした辞退、認定辞退届は認定を受けた団体を単位とした辞退の意思表示ですので、通常は優先する必要はありませんが、営業活動に必要な許可切れ等により、資格要件を喪失した場合は、速やかに廃業届を提出してください。</p>
申請する時期優先度	<p>随時の申請は、原則毎月1日が締め切りで、翌月1日の認定ですが、届出は、関係する全団体が承認でき次第名簿に反映します。</p> <p>従って、締切日までに余裕がないときは申請を優先し、余裕があれば先に届出してから申請してください。</p>
準備に要する期間の優先度	<p>申請も届出も、その内容によって提出書類が異なりますので、書類が少なく準備期間が短いものを優先すべきです。</p>

【別表 届出の時期と種類】

申請の時期と種類	申請の内容
変更届	今期の認定期間について、既に認定されている事業者の方が変更の届出を行いたい場合の届出（代表者名変更等）
廃業届(全廃業)	今期の認定期間について、既に認定されている事業者の方が廃業等により、全ての申請業種について競争入札参加資格を取り消すための届出
廃業届(一部廃業)	今期の認定期間について、既に認定されている事業者の方が認定済みの営業種目の一部について、競争入札参加資格を取り消すための届出
認定辞退届	今期の認定期間について、既に認定されている事業者の方が県を除く申請希望先団体への認定を辞退する際の届出

5 認定結果通知書等の確認について

(1) 認定通知の方法と時期について

資格申請システムにおける認定結果の通知方法は、次のとおりです。

案内メールの送信

申請書の申請者メールアドレスに、認定結果の登録処理が完了した旨の案内を各団体ごとに送信します。

メールの送信は、定期申請の場合では認定期間開始日の約1か月前くらいから、随時認定の場合では約1週間前くらいから行います。

システムから認定通知書をダウンロード

新規申請の方は、仮IDとパスワードを、継続申請の方は、本IDとパスワードを入力して資格申請システムにログインしてください。

メニューの「申請状況確認」を選択していただくと、申請に対する審査、認定状況を確認できる画面が表示されますので、その画面の「詳細情報」欄にある【表示】ボタンをクリックすると、申請先団体ごとに審査の進捗状態が表示される画面が表示されます。

各申請先団体の欄にある【印刷】ボタンをクリックすると認定通知書がダウンロードされ、認定通知書が画面に表示されますので、格付などの認定結果を確認してください。

なお、ダウンロードした認定通知書は、印刷することも、ファイルで保存することもできます。

また、認定通知書をダウンロードできる時期は、上記のメールが送信されたときからになります。

この手順については、本書の「第1編第3章11 申請状況を確認するには(58ページ)」をご覧ください。

(2) 認定通知書に記載する本IDと初期パスワードについて

新規申請の方には、県が最初に発行する認定通知書に限り、本IDと初期パスワードを表記します。

本IDとは、資格申請システムにおいて、最初に認定を受けた後に行うすべての申請や届出について、申請者を認証するための管理番号となります。

初期パスワードとは、交付された本IDにより、初めて資格申請システムにログインするためのパスワードです。この初期パスワードは、速やかに任意のパスワードに変更し、セキュリティ管理に努めるようお願いします。

なお、パスワードの変更方法については、本書の「第1編第3章8 パスワードを変更するには(52ページ)」をご覧ください。

(3) 補正指示の方法と時期について

認定に先立ち、申請内容や提出書類に不備があった場合にも、上記「5(1) 認定通知の方法と時期について」と同様に、補正指示の登録処理がされたことを案内するメールが送信されます。メニューの「申請状況確認」により、補正指示書をダウンロードして補正指示内容を確認してください。

補正指示があった場合には、可能な限り速やかに補正してください。補正が完了するまでは認定を行うことができません。

6 認定名簿等の公表について

(1) 認定名簿の公表について

資格申請システムにより、県や他の団体から認定を受けた方については、入札情報サービスシステムを通じ、各々の団体の認定名簿をインターネットで公表します。

公表する主な項目は、認定番号、商号又は名称、法人番号、所在地、認定された営業種目、格付結果などです。

変更届などにより、申請内容が変更された場合には、その都度、インターネットで公表する認定名簿も変更されます。

なお、一般委託、物品に関しては、申請書データ作成時に許認可情報に自動表示される許可の有無や許可年月日についても公表の対象となります。

(2) 指名停止情報の公表について

県や他の団体から指名停止を受けた方は、入札情報サービスシステムを通じ、各団体の指名停止情報をインターネットで公表します。

公表する主な項目は、認定番号、商号又は名称、指名停止理由などです。

指名停止期間が延長されたときや、指名停止が解除されたときにも、その結果をインターネットで公表します。

7 仮IDと本IDについて

(1) ID発行について

資格申請システムにおいては、インターネットで申請される方が、間違いなく本人（代表者）若しくは委任を受けた方であるかどうかを確認する方法として、IDとパスワードによる認証方式を採用しています。

IDの発行に際しては、必要な確認手段を確保しつつ、利便性を重視して仮IDの発行と本IDの発行という二段階で発行する方法としています。

第一に、新規に申請される方について、まず商号又は名称や連絡先メールアドレスなどの基本的な情報をシステムに登録してもらい、メールによる連絡が確保できた方について、システムの機能を使ったオンラインの請求に基づき、システム画面上で仮IDとパスワードを発行します。

第二に、この仮IDにより申請書データを送信してもらい、別途ご提出いただく誓約書や委任状等の書類により、間違いなく本人（代表者）若しくは委任を受けた方が申請手続を行っていることを確認したうえ、審査を完了し、競争入札参加資格を認定できる方について、県の認定通知に本IDと初期パスワードを記載し、IDを発行したことを電子メールで連絡します。

このように、身分確認などのため来庁していただくような手間をかけず、認定にかかる書類審査と併せて確認させていただくために、IDを発行しています。

【認定通知の送付について】

認定通知は、登録した申請者メールアドレスあてに送付します。受任者を指定している場合でも、受任地へは送付しません。行政書士の代理申請の場合も同じです。

(2) パスワードの管理について

パスワードは、仮ID用のものと、本ID用のものと2種類あります。

資格申請システムのメニューには、「パスワード変更」がありますが、この機能で変更できるのは、本ID用に限りません。仮ID用のパスワードは一度発行されたあとに変更することはできません。

仮ID用パスワードの漏洩等によりセキュリティ上の支障を生じた場合は、申請手続を中止し、仮IDを再取得してから改めて申請を行ってください。

また、本IDは認定番号と同じ番号です。同一申請者につき本IDも一つだけです。本人（代表者）が、企業内担当者又は代理申請者に委任して申請手続を行うときには、本人（代表者）の管理のもとに本IDとパスワードを使用することになります。

資格申請システムの利用に当たりますには、本IDとパスワードにより認証します。企業内担当者、又は代理申請者の方が申請手続をするときには、本人（代表者）の管理のもとに本IDとパスワードを使用するものとみなします。

認定を受けた方は、企業内担当者、又は代理申請者が交代するときは、必ずパスワードを変更するなどの措置により、セキュリティ対策に十分配慮した管理を行ってください。

8 営業種目 / 細目コード表

【工事】

営業種目	細目01	細目02	細目03	細目04	細目05	細目06	細目07	細目08	細目09	細目99	
010	土木一式	P C	グラウト	推進	シールド	道路	河川	管渠布設	管渠更生	港湾、海洋	その他
020	建築一式	建築解体	S R C	R C	鉄骨造	木造	鉄骨プレハブ	P C プレハブ	耐震補強		その他
030	大工										その他
040	左官										その他
050	とび・土工・コンクリート	法面処理	吹付	工作物解体	標識等道路付属物設置	グラウト	地盤改良	外構	特殊基礎(既製杭工事)	特殊基礎(場所打杭工事)	その他
060	石										その他
070	屋根										その他
080	電気	道路標識、信号設備	道路照明	発電変電設備	受配電設備	無停電電源設備	計装制御設備	特殊ケーブル	重電機設備		その他
090	管	給排水衛生	冷暖房空調	浄化槽設備	ガス配管	給水管布設	管内更生	厨房設備			その他
100	タイル・れんが・ブロック	コンクリートブロック積み(張り)	いが積み(張り)	タイル張り	築炉						その他
110	鋼構造物	鋼橋上部	橋梁(自社工場あり)	鉄骨工事	鉄塔	水門等の門扉	プール				その他
120	鉄筋										その他
130	ほ装	樹脂舗装	薄層カラー舗装	アスファルト舗装	コンクリート舗装	ブロック系舗装	路盤築造				その他
140	しゅんせつ	河川浚渫	港湾浚渫	湖池浚渫							その他
150	板金										その他
160	ガラス										その他
170	塗装	路面表示	区画線	樹脂塗装	建物塗装	鉄鋼造物塗装	屋内床面	溶射	ライニング		その他
180	防水	アスファルト防水	珪酸防水	シート防水	塗幕防水						その他
190	内装仕上	畳	防音	飛散防止フィルム貼付	床仕上						その他
200	機械器具設置	昇降機等運搬器具設置	油圧作動設備	起重機、搬送設備	空気作動設備	水処理機械設備	舞台装置	ボイラー	給排気機器	揚排水機器(ポンプ)	その他
210	熱絶縁	冷暖房	動力								その他
220	電気通信	情報制御設備	有線設備	無線設備	データ通信設備	空中線設置	放送機械設備	T V 共聴設備	防犯設備		その他
230	造園	広場	公園設備	植栽工事	地被	景石	地ごしら	園路	水景		その他
240	さく井										その他
250	建具	サッシ	シャッター	自動ドア	金属製カーテンウォール						その他
260	水道施設	膜ろ過設備	ろ過設備	送配水施設(鋼管)	送配水施設(铸铁管)	送配水施設(その他)	排水処理施設	下水道処理施設			その他
270	消防施設	屋内消火設備	屋外消火設備	火災警報設備	避難設備	排煙設備					その他
280	清掃施設	ごみ処理施設	し尿処理施設								その他
290	解体										その他

細目「工作物解体」については、法改正のため平成31年度中に削除予定です。

8 営業種目 / 細目コード表

【コンサル】

営業種目	細目01	細目02	細目03	細目04	細目05	細目06	細目07	細目08	細目09	細目99
300 設備設計 (建物付帯設備の設計等)	電気設備	空調設備	給排水、衛生設備	機械設備	工事監理(設備)					その他
302 建築設計	意匠	構造	耐震診断	工事監理(建築)	建築積算					その他
304 測量	地上測量	海洋測量	航空測量	地籍測量	境界査定					その他
306 地質調査 (機器を用いる地質分析等)	地上ボーリング	海洋ボーリング								その他
308 河川砂防及び海岸・海洋	河川	砂防	海岸海洋							その他
310 港湾及び空港										その他
312 電力土木										その他
314 道路	交通及び路線	道路計画	道路管理施設							その他
316 上水道及び工業用水道	上水									その他
318 下水道	下水処理施設	下水管渠								その他
320 農業土木										その他
322 森林土木										その他
324 水産土木										その他
326 造園										その他
328 都市計画及び地方計画	土地利用計画	都市施設	開発事業	地域計画	環境保全					その他
330 地質										その他
332 土質及び基礎										その他
334 鋼構造物及びコンクリート	橋梁設計	鋼橋上部工	コンクリート橋上部工	橋梁下部工・基礎構造	特殊構造	維持・補修				その他
336 トンネル										その他
338 施工計画施工設備積算										その他
340 建設環境	環境調査・計画	環境整備								その他
342 機械										その他
344 電気・電子	電波障害									その他
346 廃棄物										その他

8 営業種目 / 細目コード表

【一般委託】

営業種目	細目01	細目02	細目03	細目04	細目05	細目06	細目07	細目08	細目09	細目99	
400	庁舎等建物 又はその敷 地の維持管 理に必要な 清掃の請負	床・ガラ ス	便所	オイルタ ンク	建築物内 空気環境 測定	管・煙突	貯水槽	外壁	病院清掃	博物館・ 美術館・ホ ール等	その他
405	清掃請負 (庁舎外)	路面清掃	側溝清掃	下水道清 掃							その他
410	廃棄物処理 の請負	一般廃棄 物収集・ 運搬	産業廃棄 物収集・ 運搬	産業廃棄 物収集・ 運搬	産業廃棄 物処分	産あい物 処理					その他
415	クリーニング の請負	寝具(殺 菌乾燥を 含む)	一般被服	医療用被 服	オムツ	椅子カ バー	カーテン	防炎加工	乾燥消毒		その他
420	運搬・保管 の請負	事務室移 転	美術品輸 送	物品等輸 送	スクール バス等 運行	自動車運 転代行	送迎サー ビス	土砂・海 上運搬	保管		その他
425	総合建物管 理の委託	一般庁舎	病院等医 療機関	博物館・ 美術館・ ホール	教育施設	ごみ処理 施設					その他
430	建物設備保 守管理委託	空調機保 守・運転	ボイラー 保守・運 転	自動ドア 保守点検	給排水施 設	プール濾 過機	建物に関 する日常 的な電気 設備保 守・運転	スケート リンク	舞台装置		その他
435	汚水処理施 設等保守管 理の委託	汚水処理 施設	排出水中 和处理装 置	浄化槽	し尿処理 施設	下水道処 理施設	受水槽				その他
440	警備・受付 の委託	人的警備	機械警備	受付・案 内	電話交換	エレベ ータ運転					その他
445	消防施設保 守管理委託	消防設備 点検	防災施設 管理								その他
450	電気通信設 備保守管理 委託	電気設備 保守点検	通信設備 保守点検	信号機保 守点検							その他
455	エレベ ーター保守管 理委託	エレベ ーター保守 点検	エスカ レーター 保守点検	リフト保 守点検	昇降機法 定検査						その他
460	害虫駆除委 託	鼠・昆虫 駆除	敷地内樹 木昆虫駆 除								その他
465	映画・ビデ オ制作委託	映画	ビデオ・ CD-ROM・ DVD	音響媒体	スライ ド・写真						その他
470	航空写真・ 図面製作委 託	航空写真	航空写真 から図面 制作	地図作成							その他
475	デザイン製 作委託	デザイン	イラスト								その他
480	試験検査機 器保守管理 委託	保守管理									その他
485	情報処理業 務委託	システム開 発(システム・プ ログラム開発、 メンテナンス)	入力デー タ作成	システム運 用保 守	OA機器 保守点検						その他
490	医療事務委 託	医事業務 (医療費 の請求)	病院事務 (夜間受 付・案内 等)								その他
495	環境影響調 査	大気汚染	水質汚染	土壌汚染	悪臭	廃棄物	音圧	振動加速 度			その他
500	検査業務委 託	気体検査 (除:建 築物内空 気環境測 定)	臨床検査	集団検査	血液検査						その他
505	損失補償調 査	土地調査	土地評価	物件建築	物件庭園	機械工作	営業補償	事業損失	補償関連		その他

8 営業種目 / 細目コード表

【一般委託】

営業種目	細目01	細目02	細目03	細目04	細目05	細目06	細目07	細目08	細目09	細目99
510	調査業務委託	意識調査	市場調査	交通量調査	生物調査	文化財調査	漏水調査	下水道 T V 調査		その他
513	土地家屋調査士業務の委託	土地家屋調査士業務								
515	不動産鑑定 の委託	不動産鑑定								その他
520	給食業務委託	調理員派遣方式	調理済給食配達方式							その他
525	広告・宣伝委託	新聞、チラシ	テレビ、ラジオ	交通機関						その他の媒体
530	催事関係業務委託	企画・会場設営	運営（技術的な業務を含む）	イベント製作	旅行（国外）	旅行（国内）				その他
535	複写サービス提供業務の委託	複写サービス								その他
540	森林整備業務の請負	育林	素材生産	簡易土木	修景業務					その他
545	介護・福祉サービス提供業務の委託	在宅サービス	入浴サービス	給食サービス						その他
550	保険業務	自動車保険	火災保険	地震保険						その他
555	樹木保護管理の委託	樹木	公園等管理	花壇	除草					その他
560	労働者派遣業務	プール監視等	外国語通訳・翻訳	議事録作成	反訳・速記	封入封緘	外国語講師派遣			その他
565	その他の業務請負等委託	外国語通訳・翻訳	議事録作成	反訳・速記	封入封緘	収納代行				その他

【プール監視の取扱い】

営業種目560「労働者派遣業務」の細目01「プール監視等」は使用しないでください。

「プール監視」の認定を希望する場合は、営業種目440「警備・受付の委託」の細目99「その他」の記載事例中の「体育施設・プール」（225ページ参照）を選択して申請し、併せて、警備業の認定証の写しを提出してください。

営業種目560「労働者派遣業務」の細目01は、「プール監視等」となっていますが、プール監視以外の業務であって所管の労働局から労働者派遣事業として認められている類似業務がある場合は、営業種目560「労働者派遣業務」の細目99「その他」で、具体的な業務内容を入力して申請し、併せて、当該業務に係る労働者派遣業許可証の写しを提出してください。

【複写サービスの業務内容】

営業種目535「複写サービス提供業務の委託」の細目01「複写サービス」とは、複写機が常に正常な状態で複写できるよう保守を行い、複写に必要な複写用品（トナー、ドラム等）を供給し、1枚あたりの単価により料金を支払う契約です。

8 営業種目 / 細目コード表

【物品】

営業種目	細目01	細目02	細目03	細目04	細目05	細目06	細目07	細目08	細目09	細目99
600	複写	青写真	カラーコピー	第二原図	マイクロフィルム					その他
605	オフセット印刷	頁物	カラー印刷 (ポスター、パンフレット、チラシ等)	広報誌	CD-ROMプレス	電子出版	手帳	地図・白図		その他
610	軽印刷	少量の単色頁物	単色チラシ							その他
615	端物印刷	伝票類・帳票類								その他
620	フォーム印刷	連続帳票	カットシート	OCR帳票	OMR帳票	通知書	圧着はがき	三つ折りシークレットはがき		その他
625	特殊印刷	シール・ラベル	テレカ	スクリーン	ノーカーボン	ナンバリング	偽造防止用紙			その他
630	書籍	一般書籍	地図	洋書						その他
635	機械工具	旋盤・ボール盤・プレス機械	ポンプ	切断機	溶解機・溶断機	電動工具	木工機械	雑工具	ミシン	小型発電機
640	土木建設機械(除車両)	削岩機	杭打機	クレーン						その他
645	楽器	洋楽器	和楽器	電気楽器	CD、レコード	楽譜				その他
650	視聴覚機器	映写機	ビデオプロジェクター	LL機器材	映画フィルム	ビデオ・CD-ROM・DVDソフト	音響映像機器			その他
655	写真機器材	カメラ(デジタルカメラを含む)・フィルム	印画紙・現像液	DPE						その他
660	情報処理用機器材	大型汎用コンピュータ(スーパーコンピュータ等)	オフィスコンピュータ	パーソナルコンピュータ	CAD・CAM	サーバー	磁気テープ・カセット	コンピュータ周辺機器	パッケージソフトウェア	サブライ用品
665	事務機器	製版機	シュレッダー	複写機	軽印刷機	帳合機	マイクロリーダー	サブライ用品	卓上製本機	裁断機
670	什器	机・椅子(事務用)	机・椅子(会議用)	テーブル	ロッカー	棚	応接セット	収納家具	特注品(木製)	特注品(金属製ほか)
675	文房具・事務用品	文房具	一般封筒	プラ窓封筒	セル窓封筒					その他
680	紙	再生紙(複写機用を除く)	複写機用再生紙	上質紙	ダンボール	PPC用紙	フォーム紙			その他
685	印章	公印(木印等)	ゴム印	回転印	スタンプ					その他
690	自動車	乗用車	トラック、バス	特殊車両(フォークリフト、ブルドーザー、トラクターを含む)	消防自動車	救急車	起震車	路面清掃車	塵芥車	パキューム車
695	自転車その他の車類	オートバイ	自転車	原動機付自転車						その他

8 営業種目 / 細目コード表

【物品】

営業種目	細目01	細目02	細目03	細目04	細目05	細目06	細目07	細目08	細目09	細目99
700	自動車用品	タイヤ・チューブ	カー用品	工具	バッテリー	部品	チェーン	D P F (相模原)		その他
705	医療機器	生体検査機器(心電計等)	検体検査機器(遠心分離器等)	治療用機器(レーザー・赤外線治療機器等)	放射線関連機器(X線撮影機、磁気共鳴診断装置)	手術関連機器	看護器具	歯科用機器	眼科用機器	その他
710	計測機器類(医療用を除く)	測量用機器	環境測定機器	放射線測定機器	実験用測定機器					その他
715	理化学機器類	光分析機器	気体分析機器	液体分析機器	実験用機器	実験用什器	光学機器(顕微鏡、投影機等)	試験検査機器	理化学消耗品	その他
720	時計・メガネ	置時計・掛時計・腕時計	ストップウォッチ	競技用特殊時計	メガネ					その他
725	寝具	布団	毛布	敷布	座布団	ベッド(介護用を除く)	枕	マットレス		その他
730	縫製品	制服	作業服	事務服	防寒衣	白衣	雨衣	靴下	ネクタイ	手袋(皮製品を除く)
735	帽子類	制帽(警察官用を除く)	作業帽	運動帽	ヘルメット(警察官用を除く)	警察官用制帽	警察官用乗車ヘルメット	警察官用ヘルメット		その他
740	製靴	運動靴	革靴	ゴム長靴	安全靴	地下足袋	ナースシューズ	注文靴	警察官用革靴	調理用シューズ
745	皮革	ベルト	手袋	鞆						その他
750	装飾・繊維	旗、のぼり	懸垂幕・横断幕	シート	テント	暗幕、どん帳	カーテン	ブラインド	ジュータン	間仕切り
755	標章類	バッジ	カップ	犬鑑札	門標	制服付属	徽章			その他
760	運動用品	運動用具	武具	体育器具	スポーツウエア	スポーツシューズ	登山用具	潜水用品	石灰	競技用紙雷管
765	看板	木・布看板	プラスチック看板	金属看板	電飾看板	道路標識	住居表示板	原付標識	カーブミラー	その他
770	金物雑貨	金物・雑貨	家庭用品	トイレトーパー	食器(給食用は除く)	石鹼・洗剤類	ワックス類	ガラス器、陶器		その他
775	業務用厨房機器類	調理用機器	調理台・流し台	食器洗浄器	給湯器	冷凍機	冷蔵庫	給食用食器	厨房用品	その他
780	通信機器	電話機	ファクシミリ	電話交換機	無線機					その他
785	家庭用電気機器	家電製品	照明器具	乾電池	家庭用空調機器	家庭用電気材料				その他
790	産業用電気機器・資材	舞台照明機器	業務用音響機器	ケーブル	配電盤	蓄電池	業務用ランドリー機器	業務用電気材料	変圧器	その他
795	冷暖房機器	業務用冷房機	業務用暖房機	業務用空調機	ボイラー					その他
800	種苗飼肥料	種苗	肥料	飼料	樹木	園芸用品・機器	生花			その他
805	農機具(除トラクター)	農機具	芝刈り機	畜産用機器	噴霧器	コンバイン				その他
810	石油類(ローリー納め)	ガソリン	軽油	重油	ジェット燃料	灯油				その他
815	石油類(店頭販売)	ガソリン	軽油	エンジンオイル	灯油					その他

8 営業種目 / 細目コード表

【物品】

営業種目	細目01	細目02	細目03	細目04	細目05	細目06	細目07	細目08	細目09	細目99	
820	その他の燃料	L P ガス	木炭・石炭・コークス	天然ガス						その他	
825	消防防災用品	消火器	避難具	消防ポンプ・ホース	消火薬品・中和剤	防火服・保護具	災害救助用機器	防災備蓄倉庫	非常食	防犯用品	その他
830	医療用薬品・衛生材料	医薬品（家庭用を除く）	医療用ガス	衛生材料（歯科用を除く）	歯科用衛生材料	家庭用医薬品				その他	
835	産業用薬品	農薬	動物薬	工業用薬品	工業用ガス	水道用薬品				その他	
840	船舶・航空機	小型船舶（総トン数20トン未満）	ボート	船舶用品（浮輪・救命具を含む。）	漁業用具	航空機	ヘリコプター			その他	
841	船舶製造等の請負	船舶製造（総トン数20トン以上）	船舶修理	船舶用内燃機関の製造又は修理	船舶係留施設の製造又は修理					その他	
845	水道用機器材	バルブ	メーター	ろ過材						その他	
850	発電用機器材	発電所用発電機	変電機器	受配電設備						その他	
855	警察用品（除：制服・制帽）	拳銃ケース	警棒	帯革	手錠	捕縄	鑑識用機器材	防護用品	警察手帳	その他	
860	建物	建物								その他	
865	記念品・贈答品	時計	カメラ	花器	万年筆	ティッシュ	タオル	食料品	啓発用品	その他	
870	百貨店	全品目								その他	
875	福祉・介護用機器	各種療法機器	評価測定機器	移動用機器	日常生活動作訓練・自立支援機器	特殊入浴装置	介護ベッド	介護用品	車椅子	その他	
880	教材・教具	遊具	教育教材	保育教材	交通安全	教材用機				その他	
885	工事用材料等	セメント	れき（瀝）青材料	石材	コンクリート2次製品	植栽用苗木	真土、砂	芝	水道管類	鉄骨等鋼材	その他
890	その他の物品	選挙用品	食料品							他に属さない品目（展示品、模型、ごみ焼却炉、ガラス等）	
900	物件の借入れ	情報処理装置	医療機器	寝具・おむつ	光学・視聴覚・事務機器	電気・通信機器	実験・計測機器	什器	船・自動車	建物・仮設建物	その他
910	不用物品の買受け	自動車	古紙	びん・缶	ペットボトル	鉄屑				その他	

9 簡易な申請ができる営業種目 / 細目コード表

【一般委託】

営業種目	細目01	細目02	細目03	細目04	細目05	細目06	細目07	細目08	細目09	細目99
465 映画・ビデオ制作委託	映画	ビデオ・CD-ROM・DVD	音響媒体	スライド・写真						その他
470 航空写真・図面製作委託	航空写真	航空写真から図面制作	地図作成							その他
475 デザイン製作委託	デザイン	イラスト								その他
480 試験検査機器保守管理委託	保守管理									その他
485 情報処理業務委託	システム開発(システム・プログラム開発、メンテナンス)	入力データ作成	システム運用保守	OA機器保守点検						その他
490 医療事務委託	医事業務(医療費の請求)	病院事務(夜間受付・案内等)								その他
510 調査業務委託	意識調査	市場調査	交通量調査	生物調査	文化財調査	漏水調査	下水道TV調査			その他
525 広告・宣伝委託	新聞、チラシ	テレビ、ラジオ	交通機関							その他の媒体 その他
535 複写サービス提供業務の委託	複写サービス									その他
540 森林整備業務の請負	育林	素材生産	簡易土木	修景業務						その他
555 樹木保護管理の委託	樹木	公園等管理	花壇	除草						その他
565 その他の業務請負等委託	外国語通訳・翻訳	議事録作成	反訳・速記	封入封緘	収納代行					その他

【物品】

営業種目	細目01	細目02	細目03	細目04	細目05	細目06	細目07	細目08	細目09	細目99
630 書籍	一般書籍	地図	洋書							その他
635 機械工具	旋盤・ボール盤・プレス機械	ポンプ	切断機	溶解機・溶断機	電動工具	木工機械	雑工具	ミシン	小型発電機	その他
640 土木建設機械(除車両)	削岩機	杭打機	クレーン							その他
645 楽器	洋楽器	和楽器	電気楽器	CD、レコード	楽譜					その他
650 視聴覚機器	映写機	ビデオプロジェクター	LL機器材	映画フィルム	ビデオ・CD-ROM・DVDソフト	音響映像機器				その他
655 写真機器材	カメラ(デジタルカメラを含む)・フィルム	印画紙・現像液	D P E							その他
660 情報処理用機器材	大型汎用コンピュータ(スーパーコンピュータ等)	オフィスコンピュータ	パーソナルコンピュータ	CAD・CAM	サーバー	磁気テープ・カセット	コンピュータ周辺機器	パッケージソフトウェア	サプライ用品	その他

9 簡易な申請ができる営業種目 / 細目コード表

【物品】

営業種目	細目01	細目02	細目03	細目04	細目05	細目06	細目07	細目08	細目09	細目99
665 事務機器	製版機	シュレツダー	複写機	軽印刷機	帳合機	マイクロリーダー	サプライ用品	卓上製本機	裁断機	その他
670 什器	机・椅子（事務用）	机・椅子（会議用）	テーブル	ロッカー	棚	応接セット	収納家具	特注品（木製）	特注品（金属製ほか）	その他
675 文房具・事務用品	文房具	一般封筒	プラ窓封筒	セル窓封筒						その他
680 紙	再生紙（複写機用を除く）	複写機用再生紙	上質紙	ダンボール	PPC用紙	フォーム紙				その他
685 印章	公印（木印等）	ゴム印	回転印	スタンプ						その他
690 自動車	乗用車	トラック、バス	特殊車両（フォークリフト、ブルドーザー、トラクターを含む）	消防自動車	救急車	起震車	路面清掃車	塵芥車	バキューム車	その他
695 自転車その他の車類	オートバイ	自転車	原動機付自転車							その他
700 自動車用品	タイヤ・チューブ	カー用品	工具	バッテリー	部品	チェーン	DPF（相模原）			その他
715 理化学機器類	光分析機器	気体分析機器	液体分析機器	実験用機器	実験用什器	光学機器（顕微鏡、投影機等）	試験検査機器	理化学消耗品		その他
720 時計・メガネ	置時計・掛時計・腕時計	ストップウォッチ	競技用特殊時計	メガネ						その他
725 寝具	布団	毛布	敷布	座布団	ベッド（介護用を除く）	枕	マットレス			その他
730 縫製品	制服	作業服	事務服	防寒衣	白衣	雨衣	靴下	ネクタイ	手袋（皮製品を除く）	その他
735 帽子類	制帽（警察官用を除く）	作業帽	運動帽	ヘルメット（警察官用を除く）	警察官用制帽	警察官用乗車ヘルメット	警察官用ヘルメット			その他
740 製靴	運動靴	革靴	ゴム長靴	安全靴	地下足袋	ナースシューズ	注文靴	警察官用革靴	調理用シューズ	その他
745 皮革	ベルト	手袋	鞆							その他
750 装飾・繊維	旗、のぼり	懸垂幕・横断幕	シート	テント	暗幕、どん帳	カーテン	ブラインド	ジュータン	間仕切り	その他
755 標章類	バッヂ	カップ	犬鑑札	門標	制服付属	徽章				その他
765 看板	木・布看板	プラスチック看板	金属看板	電飾看板	道路標識	住居表示板	原付標識	カーブミラー		その他
770 金物雑貨	金物・雑貨	家庭用品	トイレトーパー	食器（給食用は除く）	石鹸・洗剤類	ワックス類	ガラス器、陶器			その他
775 業務用厨房機器類	調理用機器	調理台・流し台	食器洗浄器	給湯器	冷凍機	冷蔵庫	給食用食器	厨房用品		その他
780 通信機器	電話機	ファクシミリ	電話交換機	無線機						その他
785 家庭用電気機器	家電製品	照明器具	乾電池	家庭用空調機器	家庭用電気材料					その他

9 簡易な申請ができる営業種目 / 細目コード表

【物品】

営業種目	細目01	細目02	細目03	細目04	細目05	細目06	細目07	細目08	細目09	細目99
790 産業用電気機器・資材	舞台照明機器	業務用音響機器	ケーブル	配電盤	蓄電池	業務用ランドリー機器	業務用電気材料	変圧器		その他
795 冷暖房機器	業務用冷房機	業務用暖房機	業務用空調機	ボイラー						その他
805 農機具(除トラクター)	農機具	芝刈り機	畜産用機器	噴霧器	コンバイン					その他
825 消防防災用品	消火器	避難具	消防ポンプ・ホース	消火薬品・中和剤	防火服・保護具	災害救助用機器	防災備蓄倉庫	非常食	防犯用品	その他
860 建物	建物									その他
865 記念品・贈答品	時計	カメラ	花器	万年筆	ティッシュ	タオル	食料品	啓発用品		その他
875 福祉・介護用機器	各種療法機器	評価測定機器	移動用機器	日常生活動作訓練・自立支援機器	特殊入浴装置	介護ベッド	介護用品	車椅子		その他
880 教材・教具	遊具	教育教材	保育教材	交通安全	教材用機					その他
890 その他の物品	選挙用品	食料品								他に属さない品目 (展示品、模型、ごみ焼却炉、ガラス等)

10 一般委託、物品にかかる許可等の一覧 【一般委託】

営業種目	細目	営業種目名/細目名	許可等名称	資格要件
400		庁舎等建物又はその敷地の維持管理に必要な清掃の請負		
	01	床・ガラス	建築物清掃業登録証明書	任意
	01		建築物環境衛生総合管理業登録証明書	任意
	02	便所	建築物清掃業登録証明書	任意
	02		建築物環境衛生総合管理業登録証明書	任意
	03	オイルタンク	建築物清掃業登録証明書	任意
	03		建築物環境衛生総合管理業登録証明書	任意
	04	建築物内空気環境測定	建築物空気環境測定業登録証明書	任意
	05	管・煙突	建築物空気調和用ダクト清掃業登録証明書	任意
	05		建築物排水管清掃業登録証明書	任意
	06	貯水槽	建築物飲料水水質検査業登録証明書	任意
	06		建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書	任意
	07	外壁	建築物清掃業登録証明書	任意
	07		建築物環境衛生総合管理業登録証明書	任意
	08	病院清掃	建築物清掃業登録証明書	任意
08		建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明書	任意	
08		建築物環境衛生総合管理業登録証明書	任意	
09	博物館・美術館・ホール等	建築物清掃業登録証明書	任意	
09		建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明書	任意	
09		建築物環境衛生総合管理業登録証明書	任意	
405		清掃請負（庁舎外）		
	01	路面清掃	産業廃棄物収集・運搬業許可証	任意
	02	側溝清掃	産業廃棄物収集・運搬業許可証	任意
	03	下水道清掃	産業廃棄物収集・運搬業許可証	任意
410		廃棄物処理の請負		
	01	一般廃棄物収集・運搬	一般廃棄物収集・運搬業許可証	準必須
	02	産業廃棄物収集・運搬	産業廃棄物収集・運搬業許可証	準必須
	03	医療廃棄物収集・運搬	特別管理廃棄物収集・運搬業許可証	準必須
	04	産業廃棄物処分	産業廃棄物処分業許可証	準必須
	05	産あい物処理	産あい物処理業許可証	準必須
415		クリーニングの請負		
	01	寝具（殺菌乾燥を含む）	クリーニング所検査確認済証	準必須
	01		クリーニング師免許証	必須
	02	一般被服	クリーニング所検査確認済証	準必須
	02		クリーニング師免許証	必須
	03	医療用被服	クリーニング所検査確認済証	準必須
	03		クリーニング師免許証	必須
	04	オムツ	クリーニング所検査確認済証	準必須
	04		クリーニング師免許証	必須
	05	椅子カバー	クリーニング所検査確認済証	準必須
05		クリーニング師免許証	必須	
06	カーテン	クリーニング所検査確認済証	準必須	
06		クリーニング師免許証	必須	
07	防炎加工	防炎表示者登録通知書	必須	
420		運搬・保管の請負		
	01	事務室移転	一般貨物自動車運送事業の経営の免許状 貨物軽自動車運送事業経営届出書	or 必須 or 必須
	02	美術品輸送	一般貨物自動車運送事業の経営の免許状 貨物軽自動車運送事業経営届出書	or 必須 or 必須
	03	物品等輸送	一般貨物自動車運送事業の経営の免許状 貨物軽自動車運送事業経営届出書	or 必須 or 必須
	04	スクールバス等運行	特定乗用旅客自動車運送事業の経営の免許状 一般貸切旅客自動車運送事業の経営の免許状	or 必須 or 必須
	05	自動車運転代行	自動車運転代行業の認定証	必須
	06	送迎サービス	一般乗用旅客自動車運送事業の経営の免許状 一般貸切旅客自動車運送事業の経営の免許状	or 必須 or 必須
	07	土砂・海上運搬	一般貨物自動車運送事業の経営の免許状 貨物軽自動車運送事業経営届出書	or 必須 or 必須
	08	保管	倉庫業許可書又は登録通知書	必須

10 一般委託、物品にかかる許可等の一覧 【一般委託】

営業種目	細目	営業種目名/細目名	許可等名称	資格要件
425		総合建物管理の委託		
	01	一般庁舎	警備業認定証	必須
	02	病院等医療機関	警備業認定証	必須
	03	博物館・美術館・ホール	警備業認定証	必須
	04	教育施設	警備業認定証	必須
	05	ごみ処理施設	警備業認定証	必須
430		建物設備保守管理委託		
	02	ボイラー保守・運転	ボイラー技士免許証	必須
	06	建物に関する日常的な電気設備保守・運転	電気主任技術者免状	任意
435		污水处理施設等保守管理の委託		
	03	浄化槽	浄化槽保守点検業登録通知書	必須
440		警備・受付の委託		
	01	人的警備	警備業認定証	必須
	02	機械警備	機械警備業務開始届出書	必須
	02		警備業認定証	必須
445		消防施設保守管理委託		
	01	消防設備点検	消防設備士免状	or必須
	01		消防設備点検資格者免状	or必須
450		電気通信設備保守管理委託		
	01	電気設備保守点検	電気主任技術者免状	任意
	02	通信設備保守点検	電気通信主任技術者資格証	任意
	03	信号機保守点検	電気主任技術者免状	任意
455		エレベーター保守管理委託		
	04	昇降機法定検査	昇降機検査資格者名簿登載証	必須
460		害虫駆除委託		
	01	鼠・昆虫駆除	建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明書	任意
495		環境影響調査		
	01	大気汚染	計量証明事業者登録証（濃度）	必須
	02	水質汚染	計量証明事業者登録証（濃度）	必須
	03	土壌汚染	計量証明事業者登録証（濃度）	必須
	04	悪臭	計量証明事業者登録証（濃度）	必須
	05	廃棄物	計量証明事業者登録証（濃度）	必須
	06	音圧	計量証明事業者登録証（音圧）	必須
	07	振動加速度	計量証明事業者登録証（振動加速度レベル）	必須
500		検査業務委託		
	02	臨床検査	衛生検査所登録証明書	準必須
	04	血液検査	衛生検査所登録証明書	準必須
505		損失補償調査		
	01	土地調査	国土交通省の補償コンサルタント登録	任意
	02	土地評価	国土交通省の補償コンサルタント登録	任意
	03	物件建築	国土交通省の補償コンサルタント登録	任意
	04	物件庭園	国土交通省の補償コンサルタント登録	任意
	05	機械工作	国土交通省の補償コンサルタント登録	任意
	06	営業補償	国土交通省の補償コンサルタント登録	任意
	07	事業損失	国土交通省の補償コンサルタント登録	任意
	08	補償関連	国土交通省の補償コンサルタント登録	任意
513		土地家屋調査士業務の委託		
	01	土地家屋調査士業務	土地家屋調査士登録証	必須
515		不動産鑑定委託		
	01	不動産鑑定	不動産の鑑定評価に関する法律に基づく登録通知書	必須

10 一般委託、物品にかかる許可等の一覧 【一般委託】

営業種目	細目	営業種目名 / 細目名	許可等名称	資格要件
520		給食業務委託		
	01	調理員派遣方式	調理師免許証 栄養士免許証	or必須 or必須
	02	調理済給食配達方式	飲食店営業許可証	必須
530		催事関係業務委託		
	04	旅行（国外）	旅行業許可証	or必須
	05	旅行（国内）	旅行業許可証	or必須
560		労働者派遣業務	労働者派遣事業許可証	必須

【資格要件】

必須：当該許可等が認定にあたって必要となるもの。

準必須：許可等の発行者が複数あるとき、うち最低ひとつは必要となるもの。

or必須：同一細目内に複数の許可等があるとき、うち最低ひとつは必要となるもの。

任意：認定にあたって必要とまでいえないもの。

10 一般委託、物品にかかる許可等の一覧 【物品】

営業種目	細目	営業種目名 / 細目名	許可等名称	資格要件
705		医療機器		
	01	生体検査機器（心電計等）	高度管理医療機器等販売業許可証	任意
	01		管理医療機器販売業届書	任意
	01		医療機器製造業許可証	任意
	01		医療機器製造販売業許可証	任意
	02	検体検査機器（遠心分離器等）	高度管理医療機器等販売業許可証	任意
	02		管理医療機器販売業届書	任意
	02		医療機器製造業許可証	任意
	02		医療機器製造販売業許可証	任意
	03	治療用機器（レーザー・赤外線治療機器等）	高度管理医療機器等販売業許可証	任意
	03		管理医療機器販売業届書	任意
	03		医療機器製造業許可証	任意
	03		医療機器製造販売業許可証	任意
	04	放射線関連機器（X線撮影機、磁気共鳴診断装置）	高度管理医療機器等販売業許可証	任意
	04		管理医療機器販売業届書	任意
	04		医療機器製造業許可証	任意
	04		医療機器製造販売業許可証	任意
	05	手術関連機器	高度管理医療機器等販売業許可証	任意
	05		管理医療機器販売業届書	任意
	05		医療機器製造業許可証	任意
	05		医療機器製造販売業許可証	任意
	06	看護器具	高度管理医療機器等販売業許可証	任意
	06		管理医療機器販売業届書	任意
	06		医療機器製造業許可証	任意
	06		医療機器製造販売業許可証	任意
	07	歯科用機器	高度管理医療機器等販売業許可証	任意
	07		管理医療機器販売業届書	任意
	07		医療機器製造業許可証	任意
	07		医療機器製造販売業許可証	任意
	08	眼科用機器	高度管理医療機器等販売業許可証	任意
	08		管理医療機器販売業届書	任意
	08		医療機器製造業許可証	任意
	08		医療機器製造販売業許可証	任意
710		計測機器類（医療用を除く）		
	01	測量用機器	特定計量器販売事業届出書	任意
	01		特定計量器製造事業届出書	任意
	02	環境測定機器	特定計量器販売事業届出書	任意
	02		特定計量器製造事業届出書	任意
	03	放射線測定機器	特定計量器販売事業届出書	任意
	03		特定計量器製造事業届出書	任意
	04	実験用測定機器	特定計量器販売事業届出書	任意
	04		特定計量器製造事業届出書	任意
760		運動用品		
	09	競技用紙雷管	火薬類販売許可証	必須
800		種苗飼肥料		
	02	肥料	肥料販売業務開始届出書	必須
	03	飼料	飼料販売業者届出書	必須
810		石油類（ローリー納め）		
	01	ガソリン	石油製品販売業開始届出書	必須
	02	軽油	石油製品販売業開始届出書	必須
	03	重油	石油製品販売業開始届出書	必須
	04	ジェット燃料	石油製品販売業開始届出書	必須
	05	灯油	石油製品販売業開始届出書	必須

10 一般委託、物品にかかる許可等の一覧 【物品】

営業種目	細目	営業種目名 / 細目名	許可等名称	資格要件
815		石油類（店頭販売）		
	01	ガソリン	石油製品販売業開始届出書	or必須
	01		揮発油販売業者登録通知書	or必須
	01		危険物取扱所設置許可書	任意
	02	軽油	石油製品販売業開始届出書	必須
	02		危険物取扱所設置許可書	任意
	04	灯油	石油製品販売業開始届出書	任意
	04		危険物取扱所設置許可書	任意
820		その他の燃料		
	01	L P ガス	液化石油ガス販売業登録済証	必須
	01		液化石油ガス設備土免状	任意
	03	天然ガス	高圧ガス販売事業届出書	必須
	03		高圧ガス製造許可証	任意
830		医療用薬品・衛生材料		
	01	医薬品（家庭用を除く）	医薬品販売業許可証	任意
	01		医薬品製造業許可証	任意
	01		医薬部外品製造業許可証	任意
	01		医薬品製造販売業許可証	任意
	01		毒物劇物販売業登録票	任意
	01		毒物劇物輸入業登録票	任意
	01		毒物劇物製造業登録票	任意
	01		麻薬卸売業者免許証	任意
	01		麻薬小売業者免許証	任意
	01		麻薬大麻取扱者免許証	任意
	01		放射線同位元素販売業許可証	任意
	01		薬局開設許可証	任意
	02	医療用ガス	高圧ガス販売事業届出書	任意
	02		高圧ガス製造許可証	任意
	05	家庭用医薬品	医薬品販売業許可証	任意
	05		薬局開設許可証	任意
835		産業用薬品		
	01	農薬	農薬販売届	必須
	01		毒物劇物販売業（農業用品目）登録票	任意
	02	動物薬	動物用医薬品販売業許可証	or必須
	02		動物用医薬品製造業許可証	or必須
	02		動物用医薬部外品製造業許可証	or必須
	02		動物用医薬品製造販売業許可証	or必須
	03	工業用薬品	医薬品販売業許可証	任意
	03		医薬品製造業許可証	任意
	03		医薬部外品製造業許可証	任意
	03		医薬品製造販売業許可証	任意
	03		毒物劇物販売業登録票	任意
	03		毒物劇物輸入業登録票	任意
	03		毒物劇物製造業登録票	任意
	04	工業用ガス	高圧ガス販売事業届出書	任意
	04		高圧ガス製造許可証	任意
	05	水道用薬品	医薬品販売業許可証	任意
	05		医薬品製造業許可証	任意
	05		医薬部外品製造業許可証	任意
	05		医薬品製造販売業許可証	任意

10 一般委託、物品にかかる許可等の一覧 【物品】

営業種目	細目	営業種目名 / 細目名	許可等名称	資格要件
841		船舶製造等の請負		
	01	船舶製造（総トン数20トン以上）	造船施設又は設備の許可証又は登録証	任意
	01		造船業開始届出書	任意
	01		小型船造船業登録済証	任意
	02	船舶修理	造船施設又は設備の許可証又は登録証	任意
	02		造船業開始届出書	任意
	02		小型船造船業登録済証	任意
	03	船舶用内燃機関の製造又は修理	船舶用推進機関の製造業の開始届	任意
	03		船舶用ボイラーの製造業の開始届	任意
900		物件の借入れ		
	02	医療機器	高度管理医療機器等賃貸業許可証	任意
	02		管理医療機器賃貸業届書	任意
	09	建物・仮設建物	建設業許可証	任意
910		不用物品の買受け		
	01	自動車	古物商許可証	必須

【資格要件】

必須：当該許可等が認定にあたって必要となるもの。

準必須：許可等の発行者が複数あるとき、うち最低ひとつは必要となるもの。

or必須：同一細目内に複数の許可等があるとき、うち最低ひとつは必要となるもの。

任意：認定にあたって必要とまでいえないもの。

11 細目説明一覧表【工事】

業 種	種	特殊工事分類(細目)		工事の内容	工事の例示			
		細目 コード	工事分類名					
010	土木工事業	土木一式		総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	管渠工事、トンネル工事、油送工事、道路工事、宅地造成工事、送水・配水施設工事、護岸工事、堤防工事、樋管工事、砂防工事、海岸工事、防波堤工事、消波堤工事、離岸堤工事、ダム工事、貯水池・用水池建設工事、水路工事、かんがい排水工事、港湾工事、干拓工事、地下鉄工事、地下工作物工事、鉄道軌道工事、伏樋工事、橋梁工事、水源施設工事など			
			01	PC	総合的な企画、指導、調整の下に行うPCによる橋梁工事等工事	PC橋梁工事、PCロックシールド橋梁工事		
			02	グラウト	総合的な企画、指導、調整の下に行う岩盤、土中、コンクリート等にモルタル、セメントペースト等を注入する工事			
			03	推進	総合的な企画、指導、調整の下に行う推進工法による管等を埋設する工事	管理設工事		
			04	シールド	総合的な企画、指導、調整の下に行うシールド工法によりトンネルを築造する工事	トンネル工事、下水道工事		
			05	道路	総合的な企画、指導、調整の下に行う道路工事	道路拡幅改良工事、歩道整備工事		
			06	河川	総合的な企画、指導、調整の下に行う河川工事	護岸工事、河床コンクリート工事		
			07	管渠布設	総合的な企画、指導、調整の下に行う下水管渠布設	管渠敷設工事(開削工)、管渠敷設工事(推進)、管渠敷設工事(シールド)、幹線又は枝線築造工事、下水道整備工事(面整備)		
			08	管渠更生	バルテムSZ工法、ICPブリス工法、オールライナー工法、グロー工法、シームレスシステム工法、インシュフォーム工法などにより、総合的な企画、指導、調整の下に行う下水管渠更生工事	管渠更生工事		
			09	港湾海洋	総合的な企画、指導、調整の下に行う港湾、海洋施設建設工事	港湾工事、防潮堤工事、防波堤工事、人工リーフ工事、離岸堤工事、潜堤工事		
		99	その他	上記以外の総合的な企画、指導、調整の下に土木工作物を建設する工事				
020	建築工事業	建築一式		総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事。	建物新築・建築確認を必要とする増築工事など			
			01	建築解体	構造物の再構築を前提とした、総合的な企画、指導、調整の下に行う解体工事			
			02	SRC	総合的な企画、指導、調整のもとに行う鉄骨鉄筋コンクリート造建築物工事			
			03	RC	総合的な企画、指導、調整のもとに行う鉄筋コンクリート造建築物工事			
			04	鉄骨造	総合的な企画、指導、調整のもとに行う鉄骨造建築物工事			
			05	木造	総合的な企画、指導、調整のもとに行う木造建築物工事			
			06	鉄骨プレハブ	総合的な企画、指導、調整のもとに行う鉄骨プレハブ造建築物工事	仮設事務所建設工事		
			07	PCプレハブ	総合的な企画、指導、調整のもとに行うPCプレハブ造建築物工事	公営住宅建設工事		
			08	耐震補強	総合的な企画、指導、調整のもとに行う建築物の耐震補強工事	校舎耐震補強工事、体育館耐震補強工事		
		99	その他	上記以外の総合的な企画、指導、調整の下に建築物を建設する工事				
030	大工工事業	大工		木材の加工または取り付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事。	大工工事、型枠工事、造作工事			
			99	その他	その他大工工事			
040	左官工事業	左官		工作物に壁土、モルタル、漆、くい、プaster、繊維等をこて塗り、吹き付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事			
			99	その他	その他左官工事			
050	とび・土工・コンクリート工事業	とび		イ)足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ)くい打ち、くい抜き及び場所打くいを行う工事 ハ)土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ)コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ)その他基礎的ないしは準備的工事	イ)とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ)くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打くい工事 ハ)土工、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ)コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ)地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事			
			01	法面処理	法面処理工事	法面処理工事		
			02	吹付	法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事	法面処理における吹付工事		
			03	工作物解体	更地復帰を含む工作物の解体工事	工作物解体工事、建築物解体工事、ひき工事		
			04	標識等道路付属物設置	ガードレール、標識等を組立て、設置する工事	ガードレール設置工事、道路標識工事、防音壁工事、道路反射鏡設置、道路案内標識設置		
			05	グラウト	ひび割れ、空洞等の隙間にモルタル、薬液等を注入し、充填する工事	ボーリンググラウト工事		
			06	地盤改良	薬液注入などにより地盤を改良する工事	地盤改良工事		
			07	外構	公園などの外構工事	ネットフェンス工事、門扉設置工事		
			08	特殊基礎(既製杭工事)	既製くいを打撃、圧入、振動、ジェット、プレボーリング又は中掘工法により打つ工事	鋼管矢板基礎工事、コンクリート杭打込み工事、鋼製杭引抜工事		
			09	特殊基礎(場所打杭工事)	アースオーガリパス、オールケーシング工法等でコンクリートくいを築造する工事	リパス杭工事、ベト杭工事、アースドリル杭工事		
					99	その他	その他とび・土工・コンクリート工事	
			060	石工事業	石		石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
						99	その他	その他石工事
070	屋根工事業	屋根		瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事			
			99	その他	その他屋根工事			

細目「工作物解体」については、法改正のため平成31年度中に削除予定です。

11 細目説明一覧表【工事】

業 種	種	特殊工事分類(細目)		工事の内容	工事の例示	
		細目 コード	工事分類名			
080	電気工事業	電気		発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	
			01	道路標識、信号設備	交通信号設備等を設置する工事	信号設備工事
			02	道路照明	道路照明設備等を設置する工事	道路照明設備工事、防犯灯設置工事
			03	発電変電設備	発電設備(非常用予備発電設備を含む)及び変電設備を設置する工事	水力発電設備工事、風力発電設備工事、小水力発電設備工事、太陽光発電設備工事、自家発電設備工事等発電設備(非常用予備発電設備を含む)工事、特別高圧・高圧受変電設備工事
			04	受配電設備	受配電設備の設計、製作、設置、調整を行う工事	高圧引込受電盤・低圧受電盤・変圧器盤・各種機器運転制御盤・現場操作盤設置工事、特別高圧受配電設備設置工事
			05	無停電電源設備	無停電電源設備の設計、製作、設置、調整を行う工事、電力会社停電あるいは電圧低下等による、施設の停止を最小限にとどめるための設備、制御装置、蓄電池、インバータ、整流器等で構成。	無停電電源装置(蓄電池式)、直流電源設備、少容量無停電電源装置設置工事、CVC、UPS
			06	計装制御設備	計装設備の設計、製作、設置、調整を行う工事(プラントの各過程における圧力、流量、水位、温度、濃度等の状態を監視・記録し、プラント機器の制御を行う設備。)	計装盤、監視盤、計測盤、制御盤、計測機器、水位計盤、水質計盤、流量計盤等設置工事
			07	特殊ケーブル	特殊な材料を利用した管路・ケーブル敷設工事	送配電線工事、各種ケーブル(光ケーブル、油入りケーブル、海底ケーブル等)工事
			08	重電機設備	上記細目以外の重電機設備工事	
09	その他	その他電気工事				
090	管工事業	管		冷暖房、冷凍冷蔵、空調調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事	
			01	給排水衛生	給排水設備を設置する工事	給排水・給湯設備工事、衛生設備工事、水洗便所設備工事
			02	冷暖房空調	冷暖房、空調調和のための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、空調調和設備工事、ダクト工事
			03	浄化槽設備	浄化槽、合併処理浄化槽を設置する工事	浄化槽工事、合併処理浄化槽工事
			04	ガス配管	ガス管の配管を設置する工事	ガス配管工事
			05	給水管布設	給水管の布設工事	給水管布設工事(宅地内等)
			06	管内更生	管内更生工事	管内更生工事
			07	厨房設備	厨房設備工事	厨房設備工事
			09	その他	その他管工事	
100	タイル・れんが・ブロック工事業	タイル		れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取り付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、れんが積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	
			01	コンクリートブロック積み(張り)	コンクリートブロック材を使用し工作物等を築造する工事	
			02	れんが積み(張り)	れんがを使用し工作物等を築造する工事	
			03	タイル張り	タイルを使用し工作物等を築造する工事	タイル材を使用した橋面、デッキ面、道路面等における新設、修繕工事
			04	築炉	れんが、コンクリートブロック、タイル等を使用した築炉工事	
09	その他	その他タイル・れんが・ブロック工事				
110	鋼構造物工事業	鋼構造		形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、開門・水門等の門扉設置工事	
			01	鋼橋上部	鋼材を用いて作成する橋桁等製作架設工事	橋梁工事
			02	橋梁(自社工場あり)	鋼橋上部工以外の形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鋼橋梁などを築造する工事 注)既に加工された鋼橋梁などを組立てるのみの工事は、とび・土木工事業の鉄骨等組立て架設工事	
			03	鉄骨工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鉄骨を築造する工事 注)既に加工された鉄骨を組立てるのみの工事は、とび・土木工事業の鉄骨等組立て架設工事	鉄骨工事、バックネット加工組立て工事、避難階段設置工事
			04	鉄塔	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鉄塔等を築造する工事 注)既に加工された鉄塔を組立てるのみの工事は、とび・土木工事業の鉄骨等組立て架設工事	鉄塔工事、鉄構工事
			05	水門等の門扉	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより開門、水門、等の門扉を製作、据付する工事	開門・水門などの門扉設置工事
			06	プール	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てによりプールを築造する工事	プール工事
			09	その他	その他鋼構造物工事	
120	鉄筋工事業	鉄筋	09	その他	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事 その他鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
130	舗装工事業	舗装		道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	
			01	樹脂舗装	合成樹脂を用いたすべり止めを目的とした舗装工事	路面補修(樹脂系のペイントを散布する)工事、橋面補強防水工事
			02	薄層カラー舗装	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材(自然石等)を使用したモルタルをコテ仕上げによって路面に敷設する工法	樹脂モルタル舗装工、景観透水性舗装工、樹脂系すべり止め舗装工
			03	アスファルト舗装	アスファルトを使用した舗装工事	アスファルト舗装工事
			04	コンクリート舗装	コンクリートを使用した舗装工事	コンクリート舗装工事
			05	ブロック系舗装	ブロック材を使用した舗装工事	ブロック舗装工事
			06	路盤築造	路盤築造工事	路盤築造工事
09	その他	その他舗装工事				

11 細目説明一覧表【工事】

業 種	種 別	特殊工事分類(細目)		工事の内容	工事の例示	
		細目 コード	工事分類名			
140	しゅんせつ工 事業	しゅ	01	河川浚渫	河川、港湾などの水底をしゅんせつする工事 河川におけるしゅんせつ	しゅんせつ工事 河川しゅんせつ工事
			02	港湾浚渫	港湾におけるしゅんせつ	港湾しゅんせつ工事
			03	湖池浚渫	ダム湖など湖におけるしゅんせつ	湖池しゅんせつ工事
			99	その他	その他しゅんせつ工事	
150	板金工事業	板金			金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
			99	その他	その他板金工事	
160	ガラス工事業	ガラス			工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
			99	その他	その他ガラス工事	
170	塗装工事業	塗装			塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
			01	路面表示	塗料、塗材等を加熱又は塗着により路面に表示する工事	路面表示工事
			02	区画線	塗料、塗材等を加熱又は塗着により区画線を表示する工事	区画線工事
			03	樹脂塗装	合成樹脂ペイントの塗装を使用して建物の内外、船舶、管等を塗装する工事	建物防蝕樹脂塗装工事、床等補強防水工事
			04	建物塗装	建築物等の塗装工事	
			05	鉄鋼造物塗装	橋梁、横断歩道橋、鉄管など鉄鋼構造物の塗装	橋梁塗装工事、鉄管内外面塗装工事
			06	屋内床面	屋内にコートラインを表示する工事	
			07	溶射	金属あるいは金属化合物の微粉末を加熱し汎溶融状として吹き付け密着被覆する塗装工事	
			08	ライニング	管などの内側壁を耐熱材、耐薬品材などで被覆する塗装工事	ライニング工事
			99	その他	その他塗装工事	
180	防水工事業	防水			アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
			01	アスファルト防水	数枚のアスファルトルーフィング類を用い溶融したアスファルトで下地とルーフィング類及びルーフィング相互を張り合わせ、一体の防水層を形成する工事	
			02	モルタル防水	防水モルタルの塗り仕上による防水工事	
			03	シート防水	合成樹脂、ゴム等のシート状材料を下地に接着剤等で固定しシート相互を接着剤または溶着、溶融工法で張り合わせ防水層とする工事	屋上防水工事
			04	塗膜防水	ウレタンなどの合成ゴムやアクリルなどの合成樹脂の液体状の材料を下地に塗り重ね、膜状の層とした防水工事	屋上防水工事
99	その他	その他塗装工事				
190	内装仕上工事業	内装			木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
			01	畳	畳を用いて建築物の床仕上げを行う工事	畳工事
			02	防音	建築物における防音工事	防音工事
			03	飛散防止フィルム貼付	窓ガラス等に飛散防止フィルムを貼り付ける工事	飛散防止フィルム貼付工事
			04	床仕上	ビニール床タイル、カーペット、ウッドカーペット等を用いて建築物の床仕上げを行う工事	床仕上げ工事
99	その他	その他内装仕上工事				
200	機械器具設置工事業	機械器具			機械器具組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車場設備工事
			01	昇降機等運搬機具設置	運搬機器の組立て、取付けを行う工事	昇降機設置工事、エスカレーター設置工事、自動搬送機器設置工事
			02	油圧作動設備	油圧作動設備の設計、製作、設置、調整を行う工事	油圧ポンプ、油圧タンク、油圧駆動設備等
			03	起重機、搬送設備	起重機(重量物を動力でつり上げ、上下・左右・前後に移動させる機械)、搬送設備の設計、製作、設置、調整を行う工事	クレーン、デリック、ホイス、インクライン、ベルトコンベア等、天井走行クレーン
			04	空気作動設備	空気作動設備の設計、製作、設置、調整を行う工事	空気源設備(空気圧縮機、タンク等)、空気駆動設備等
			05	水処理機械設備	上水道施設、下水道施設等の水処理機器設備を複合的に設置する工事	薬品注入設備、掻寄機、攪拌機、濃縮機、脱水機、フラット設備、水処理プラント機械設備等水処理機器設備工事、沈砂池機械設備工事、凝集池機械設備工事、沈殿池機械設備工事、濾過池機械設備工事、プール濾過器設備工事
			06	舞台装置	舞台装置等を設置する工事	舞台装置設置工事
			07	ボイラー	ボイラーを設置する工事	ボイラー設置工
			08	給排気機器	トンネル、地下道等の給排気用機械器具を設置する工事	換気設備工事、送風機設置工事
			09	揚排水機器(ポンプ)	揚排水機械設備を設置する工事	揚水機設置工事、排水機設置工事
99	その他	その他機械器具設置工事				
210	熱絶縁工事業	熱絶縁			工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は熱料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
			01	冷暖房	冷暖房に付帯する配管、ダクトなどの工作物を熱絶縁する工事	冷暖房設備熱絶縁工事、冷凍冷蔵設備熱絶縁工事
			02	動力	動力設備に等に付帯する配管、ダクト等の工作物を熱絶縁する工事	動力設備熱絶縁工事
			99	その他	その他熱絶縁工事	

11 細目説明一覧表【工事】

業種 業種コード	業種名 略称	特殊工事分類(細目) 細目コード 工事分類名	工事の内容	工事の例示	
					種
220	電気通信事業	通信	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	
			01 情報制御設備	情報制御設備を設置する工事	情報制御設備工事、電子計算機設置工事、中央監視制御設備工事、ダム管理用制御処理設備工事
			02 有線設備	有線電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、電話設備設置工事、有線放送機械設置工事、有線テレメータ設置工事
			03 無線設備	無線電気通信設備を設置する工事	無線放送機械設置工事、空中線設備工事、無線装置設置工事
			04 データ通信設備	データ通信設備を設置する工事	データ通信設備工事、テレメータ装置工事
			05 空中線設置	空中線設備を設置する工事	アンテナ設備設置工事
			06 放送機械設備	放送機械設備を設置する工事	放送設備機器設置工事
			07 TV共聴設備	電波障害等の影響のあるテレビを、正常に視聴可能な状況とするための工事	TV共聴設備設置工事
			08 防犯設備	ITV等防犯設備の設計、製作、設置、調整を行う工事	ITV設備、CCTV、セキュリティシステム、各種センサー
			09 その他	その他電気通信工事	
230	造園工事業	造園	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	
			01 広場	整地、樹木の植栽等により広場、緑地などを築造する工事	広場設備工事
			02 公園設備	整地、樹木の植栽、花壇、噴水、その他の修景施設の休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設など設置により公園を築造する工事	公園設備工事
			03 植栽工事	広場、公園等における植栽工事	植栽工事、水源涵養林整備工事
			04 地被	広場、公園等における地被工事	地被工事
			05 景石	広場、公園等における景石工事	景石工事
			06 地ごしらえ	広場、公園等における地ごしらえ工事	地ごしらえ工事
			07 園路	広場、公園等における園路工事	園路工事
			08 水景	広場、公園等における水景工事	水景工事
			09 その他	その他造園工事	
240	さく井工事業	さく井	さく井機械等を用いて、さく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
			99 その他	その他さく井工事	
250	建具工事業	建具	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
			01 サッシ	窓枠及び飾りに付ける建具類の取り付け、取り替え工事	サッシ取付け工事、窓枠取替工事
			02 シャッター	シャッターを取り付ける工事	シャッター取付け工事、取替工事
			03 自動ドア	自動ドアを取付ける工事	自動ドア取付け工事
			04 金属製カーテンウォール	金属製カーテンウォールを取り付ける工事	金属製カーテンウォール取付工事
			99 その他	その他建具工事	
260	水道施設工事業	水道	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	
			01 膜ろ過設備	膜ろ過処理に必要な設備の設計、製作、設置、調整、修理等を行う工事	膜ろ過施設の原水槽、膜ろ過ポンプ、膜ろ過ユニット、膜ろ過水槽、次亜注入ポンプ、洗浄排水処理施設等設置工事
			02 ろ過設備	膜ろ過処理以外の浄水処理に必要な設備の設計、製作、設置、調整、修理を行う工事	取水ゲート、導水管、導水ポンプ、接合井、着水井、フロック形成池、沈澱池、ろ過池、浄水池等(付帯設備を含む)ろ過設備設置工事
			03 送配水施設(鋼管)	上水道、工業用水道等のための送水、配水等の施設を製作・据付する工事(主に鋼管等を溶接配管するもの)	送配水管布設工事、水管橋工事、水道管添架工事
			04 送配水施設(鑄鉄管)	上水道、工業用水道等のための送水、配水等の施設を築造する工事(主に鑄鉄管等を配管するもの)	送配水管布設工事、水道管添架工事、給水管付替(布設)工事
			05 送配水施設(その他)	水道管以外の送配水施設を築造する工事で細目03、04以外のものにかかるもの	配水池工事、減圧弁設置工事、大型仕切弁設置工事、弁室等築造工事、貯水タンク設置工事、消火栓設置工事
			06 排水処理施設	浄水場から排出される排水の処理に必要な設備の設計、製作、設置、調整、修理等を行う工事	排水池、排泥池、濃縮槽、加圧脱水機等築造工事
			07 下水道処理施設	公共下水道、流域下水道の処理設備を総合的に築造する工事	下水処理設備工事
99 その他	その他水道施設工事				
270	消防施設工事業	消防	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	
			01 屋内消火設備	建物内等における消火に必要な設備を設置する工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は、粉末による消火設備工事、動力消防ポンプ設置工事
			02 屋外消火設備	屋外における消火に必要な設備を設置する工事	屋外消火栓設置工事
			03 火災警報設備	火災報知機に必要な設備を設置する工事	火災報知機設備工事、漏電火災警報機設置工事、非常警報設備工事
			04 避難設備	避難設備を設置する工事	金属製避難はしご設置工事、救助袋設置工事、緩降機設置工事、避難橋設置工事
			05 排煙設備	排煙設備を設置する工事	排煙設備設置工事
			99 その他	その他消防施設工事	
280	清掃施設工事業	清掃	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	
			01 ごみ処理施設	ごみ処理施設を総合的に設置する工事	ごみ処理施設工事、焼却施設耐火物補修工事
			02 し尿処理施設	し尿処理施設を総合的に設置する工事	し尿処理施設工事
99 その他	その他清掃施設工事				
290	解体工事業	解体	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	
			99 その他	その他解体工事	

11 細目説明一覧表【コンサル】

業種		種		特殊分類(細目)		業務の内容
大コード	業種名	略称	細目コード	業務分類名		
300	設備設計 (建物付帯設備の設計等)	設備設計			建築設備に関する計画、調査、企画、立案、環境影響調査若しくは助言又は建築設備に関する工事の設計若しくは監理	
			01	電気設備	電気設備などの設計又は監理	
			02	空調設備	空調設備等の設計又は監理	
			03	給排水、衛生設備	給排水衛生設備等、ガス設備等の設計又は監理	
			04	機械設備	昇降機など建物内機械設備などの設計又は監理	
			05	工事監理(設備)	建築設備委託に関する工事の監理	
99	その他					
302	建築設計	建築設計			建築物に関する計画、調査、企画、立案、環境影響調査若しくは助言又は建築物に関する工事の設計若しくは監理	
			01	意匠	建築意匠に関する計画、調査、企画、立案、環境影響調査若しくは助言又は建設意匠に関する工事の設計若しくは監理	
			02	構造	建築物の構造計算	
			03	耐震診断	建物の耐震等の調査又は設計	
			04	工事監理(建築)	建築委託に関する工事の監理	
			05	建築積算	建築設計における積算数量の算出	
99	その他					
304	測量	測量			基準点測量、水準測量、平板測量等を用いる地形、地物等の測定図提示及び地形図等の作成	
			01	地上測量	地上測量に関するもの	
			02	海洋測量	海洋測量に関するもの	
			03	航空測量	空中写真を用いる地形、地物等の測定図示及び地形図等の作成	
			04	地籍測量	地籍測量に関するもの	
			05	境界査定	境界査定に関するもの	
99	その他					
306	地質調査 (機器を用いる地質分析等)	地調			建設事業に必要な地質又は土質に関する調査、計測、解析又は判定。地質又は土地に関する資料の提供又は助言	
			01	地上ボーリング	地上ボーリングに関するもの	
			02	海洋ボーリング	海洋ボーリングに関するもの	
			99	その他		
308	河川砂防及び海岸・海洋	河川			治水利水計画、砂防計画若しくは海岸保全計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は河川(ダムを含む)砂防(地すべり防止を含む)若しくは海岸・海洋に関する工事の設計若しくは監理	
			01	河川	河川に関するもの(治水、利水、水質、低湿、地下水、治水経済、堰、水門、閘門、樋門、樋管、機場、築堤、護岸等)	
			02	砂防	砂防に関するもの(砂防ダム、流域特性、流送土砂、地すべり、急傾斜地等)	
			03	海岸海洋	海岸海洋に関するもの	
			99	その他		
310	港湾及び空港	港湾			港湾計画若しくは空港計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は湾岸若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理	
			99	その他		
312	電力土木	電土			電源開発に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は発電用のダム、水路構造物等に関する工事の設計若しくは監理	
			99	その他		
314	道路	道路			道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は、道路に関する工事の設計若しくは監理	
			01	交通及び路線	交通及び路線に関する調査、企画又は設計(交通量、交通解析、自動車起終点、パーソントリップ、物資流動、車両重量、渋滞、交通センサ、道路網計画、ネットワーク、駐車場、路線選定、交差点等)	
			02	道路計画	道路に関する概略(予備)設計、実施(詳細)計画又は監理(道路、橋梁、連絡・休息施設、交差点、道路景観等)	
			03	道路管理施設	道路管理施設に関するもの(交通安全施設、交通監理施設、交通環境施設、交通情報施設、都市基盤施設等)	
99	その他					
316	上水道及び工業用水道	上水			上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は上水道若しくは工業用水道に関する工事の設計若しくは監理	
			01	上水	上水道に関するもの	
			99	その他		

11 細目説明一覧表【コンサル】

業種		種		特殊分類(細目)		業務の内容
大コード	業種名	略称	細目コード	業務分類名		
318	下水道	下水			下水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は下水道に関する工事の設計若しくは監理	
			01	下水処理施設	下水処理施設に関するもの(水処理、汚泥処理、ポンプ場等)	
			02	下水管渠	下水管渠に関するもの	
			99	その他		
320	農業土木	農土			かんがい排水、耕地整備、農地保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	
			99	その他		
322	森林土木	森土			治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	
			99	その他		
324	水産土木	水土			漁港計画若しくは沿岸漁場計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は漁港若しくは沿岸漁場に関する工事の設計若しくは監理	
			99	その他		
326	造園	造園			公園緑地計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は公園緑地に関する工事の設計若しくは監理	
			99	その他		
328	都市計画及び地方計画	都計			都市計画及び地方計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	
			01	土地利用計画	土地利用計画に関するもの(フレームワーク、マスタープラン、法規制等)	
			02	都市施設	都市施設に関するもの(交通施設、公園、緑地施設等)	
			03	開発事業	開発事業に関するもの(土地区画整理、市街地再開発、都市拠点整備、ニュータウン開発等)	
			04	地域計画	地域計画に関するもの(地域振興、観光、レクリエーション等)	
			05	環境保全	環境保全に関するもの(環境整備、景観、公害対策、緑地保全)	
			99	その他		
330	地質	地質			事業別の部門に係る地質に関する調査、企画、立案若しくは助言	
			99	その他		
332	土質及び基礎	土基			事業別の部門に係る土質に関する調査、企画、立案若しくは助言、構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	
			99	その他		
334	鋼構造物及びコンクリート	鋼コン			事業別の部門に係る鉄骨構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	
			01	橋梁設計	橋梁設計に関するもの	
			02	鋼橋上部工	鋼橋上部工に関するもの(合成桁、トラス、ラーメン、アーチ、斜張橋、吊橋、鋼床版、ランガー、ローゼ等)	
			03	コンクリート橋上部工	コンクリート橋上部工に関するもの(場所打コンクリート、床板橋、プレテンション桁、ポストテンション桁、ラーメン、アーチ、斜張橋、特殊コンクリート等)	
			04	橋梁下部工・基礎構造	橋梁下部工に関するもの(橋台、橋脚、鋼製橋脚等)基礎構造に関するもの(直接基礎、既製杭、場所打杭、深礎杭、ケーソン、鋼管矢板、連壁、地盤改良等)	
			05	特殊構造	特殊構造に関するもの(景観、耐風、耐震、防護工(落石・雪崩)遮音壁、化粧板等)	
			06	維持・補修	鋼構造物及びコンクリート構造物の維持、補修に関するもの(点検、損傷、変状、維持、補修、拡幅、基礎補強、架喚等)	
99	その他					
336	トンネル	トン			事業別の部門に係るトンネル構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	
			99	その他		
338	施工計画施工設備積算	施工			事業別の部門の工事実施に関する調査、企画、立案若しくは助言、工事実施の監理又は工事実施のための調査若しくは設計又は施工方法、仮設計画若しくは工程計画に基づく積算若しくは工事原価管理	
			99	その他		

11 細目説明一覧表【コンサル】

業種		種		特殊分類(細目)		業務の内容
大コード	業種名	略称	細目コード	業務分類名		
340	建設環境	建環			事業別の部門に係る自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する調査、企画、立案若しくは助言並びに環境影響評価又は自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する工事の設計若しくは監理(上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木の営業種目に係るものを除く)	
			01	環境調査・計画	大気、水質、騒音、振動、動物、植物生態系、景観等に関する調査、予測、評価又は、記録	
			02	環境整備	河川空間環境、道路環境、地域環境等に関する環境整備、景観、公害対策、緑地保全等に関する計画又は設計	
			99	その他		
342	機械	機械			事業別の部門の工事实施のための機械の調査若しくは設計又は事業別の部門に必要な機械の調査、設計若しくは監理	
			99	その他		
344	電気・電子	電気電子			事業別の部門に係る電気通信に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	
			01	電波障害	電波障害に関すること	
			99	その他		
346	廃棄物	廃棄物			廃棄物処理計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は廃棄物処理施設に関する工事の設計若しくは監理	
			99	その他		

12 細目99「営業内容」の記載例

【工事】

営業種目		細目99にかかる営業内容の記載事例									
010	土木一式	急傾斜地 工事	競技場新 設工事	野球場改 良工事	遊具設置 工事	グラウン ド整備工 事	治山ダム 工事	林道工事	農道工事	農地造成 工事	遊歩道 (登山 道)整備 工事
080	電気	照明設備 工事									
100	タイル・れんが・ブ ロック	石綿ス レート工 事	A L C工 事								
110	鋼構造物	囲障設置 工事	取水口ス クリーン 改良工事	水圧鉄管 製作据付 工事	ハイリッド ケソ鋼殻 製作工事						
190	内装仕上	壁・天井 仕上工事									
200	機械器具設置	水門設置 工事	巻上機設 置工事	制水扉設 置工事	制水弁設 置工事	除塵機設 置工事	天然ガス 自動車充 填装置設 置工事				
220	電気通信	ケーブル 布設									
230	造園	校庭芝生 化工事									
260	水道施設	配(送) 水管更生 工事	水道管更 生工事 (工法は 「 」)	導水施設 工事	送水施設 工事						

260水道施設の“水道管更生工事(工法は「 」)”については、「 」の中に具体的な工法を記載すること。

【建設コンサルタント業】

営業種目		細目99にかかる営業内容の記載事例									
304	測量	河川測量									
310	港湾及び空港	港湾工事 調査設計									
328	都市計画及び地方計 画	土地区画 整理事業	市街地再 開発事業	都市拠点 整備事業	ニュータ ウン開発 事業						

【一般委託】

営業種目		細目99にかかる営業内容の記載事例									
400	庁舎等建物又はその 敷地の維持管理に必 要な清掃の請負	高所清掃 作業	運動施設	プール	排水管	駐車場	エアコン ・空調 機	照明器具	ブラインド・カー ペット	ボイラー	
405	清掃請負(庁舎外)	公園	屋外トイレ	野球場	下水管渠	河川・水 路	人工池				
410	廃棄物処理の請負	産業廃棄 物中間処 理	不法投棄 物運搬	重要文書 処理							
415	クリーニングの請負	シート・ テント・ 幕	布団乾燥	ジュータ ン	柔道着・ 剣道着						
420	運搬・保管の請負	荷役・包 装	文書・物 品保管	機密書類 保管	定期便・ メール便	遺体搬 送・保管	文書管理 サービス	現金・貴 金属警備 輸送	ヘリコプ ター輸送	自家用自 動車管理 業	
425	総合建物管理の委託	スポーツ 施設	学校・研 修施設	福祉施設	宿泊施設 総合管理	図書館	駐車場内 交通誘導				
430	建物設備保守管理委 託	発電設備	石油・ガ ス燃焼機 器	冷凍冷蔵 庫	温水ヒー ター	汚水・雑 排水設備	防災施設	医療ガス 設備	交通信号 制御施設		
435	污水处理施設等保守 管理の委託	厨房排水 処理施設	除害設備 (病院 等)	汚泥処理 装置	実験排水 処理施設	上下水道 施設	浄水場・ 配水池				
440	警備・受付の委託	駐車場管 理(料金 徴収含)	体育施 設・プー ル	不法投棄 監視	車両誘導	学校用務 員業務	貴重品運 搬	放置自転 車防止指 導	違法駐車 防止指導		
445	消防施設保守管理委 託	排煙装置	消火器詰 替								

12 細目99「営業内容」の記載例

【一般委託】

営業種目		細目99にかかる営業内容の記載事例									
450	電気通信設備保守管理委託	無線機の認定点検	街路灯	信号機電球交換	共聴アンテナ設備	屋内・屋外照明灯	舞台・照明・音響設備	パーキングメーター	遠隔監視制御装置	発電所運転	交通・情報システム
455	エレベーター保守管理委託	自動扉	立体駐車場								
460	害虫駆除委託	博物館等ガスくん蒸	病院・手術室滅菌消毒	白蟻防除	ダニ駆除	パードコントロール	樹木消毒				
465	映画・ビデオ制作委託	テレビ番組	C D R O M化	カメラマン委託	マイクロフィルム撮影						
470	航空写真・図面製作委託	道路・下水道台帳	トレース	地図の企画・編集	地形レーザ計測	住居表示実施	三次元デジタル空中写真	デジタル地図			
475	デザイン製作委託	ホームページ	取材・撮影	文案(コピーライティング)	コンピュータグラフィック	動画作成	イベント企画制作				
480	試験検査機器保守管理委託	検査機器の移設	検査機器の検定評価								
485	情報処理業務委託	技術者の派遣	パソコン教室・セミナー開催	情報処理業務	電子ファイリング	ヘルプデスク	社内IT管理				
490	医療事務委託	看護補助業務	病院内物流業務	滅菌サービス	カルテ管理	医療情報データ入力					
495	環境影響調査										
500	検査業務委託	作業環境測定	ダイオキシン測定	物質の分析	食品検査	飲料水水質	アスベスト調査	非破壊検査	細菌検査	健康診断・人間ドック	
505	損失補償調査										
510	調査業務委託	廃棄物	都市開発・地域開発	雇用調査	埋蔵文化財	都市計画	構造物腐食診断	テレビ電波障害	経営実態	気象調査	企業信用調査
513	土地家屋調査士業務の委託										
515	不動産鑑定の委託										
520	給食業務委託	出張パーティ	食堂委託	食器洗浄・配膳業務							
525	広告・宣伝委託	看板・電飾ボード	懸垂幕屋外広告	タウン紙・雑誌	インターネット	ヘリコプター	車体広告				
530	催事関係業務委託	出演者交渉	催事事務局	ワークショップ企画	展示物企画・デザイン	配券管理・案内	音響・照明操作	催事に係る基礎調査	インターネットイベント		
535	複写サービス提供業務の委託										
540	森林整備業務の請負	森林調査	林道維持補修	のり面緑化							
545	介護・福祉サービス提供業務の委託										
550	保険業務										
555	樹木保護管理の委託	下草刈り	樹木剪定	芝生管理	薬剤散布	樹勢回復					
560	労働者派遣業務	一般労働者派遣	病院内洗濯業務	舞台関係操作業務	リネン管理・ベッドメイキング	図書整理業務					
565	その他の業務請負等委託	自動車整備・修理	文献・資料製本修理	違法駐車確認事務	違法駐車車両の移動	梱包・解体・撤去作業	配送・発送作業	施設の売店運営	医療機器保守点検	監視装置・測定機器の保守管理	地震観測装置の保守管理
		文化財・美術品の展示保存	放射能除去作業	浚渫作業	I S O 認証コンサル	貯水槽・上下水道管の維持	水道メーター検針	不法占有物件撤去	航空機使用業務	ヘリコプター運行	気象情報提供
		フロンガスの回収	ピアノ調律	遊泳監視・スポーツ指導							

12 細目99「営業内容」の記載例

【物品】

営業種目		細目99にかかる営業内容の記載事例									
600	複写	図面製本	図面電子化	画像データスキャニング	ラミネート加工	マイクロフィルム作成					
605	ワレット印刷	デザインレイアウト	プラスチック印刷	画像処理による印刷	チケット印刷	パソコン版下作成	大型ポスター	美術図書印刷			
610	軽印刷	製本	オンデマンド印刷	名刺	複写伝票	表彰状	はがき				
615	端物印刷	ラベル・シール	賞状・あいさつ状	荷札印刷加工							
620	フォーム印刷	自動支払機用紙	ロールフォーム	フォームインカード	磁気ストライプ帳票						
625	特殊印刷	デジタル用スコッチプリント	磁気カード等印刷	クリアファイル	ポリプロピレン印刷	点字印刷	ミシン目入り印刷	シルク印刷	布製品への印刷		
630	書籍	図書ビニールコーティング	教科書	電子出版	加除式法規書	書画複製品					
635	機械工具	ワイヤカットマシン	油圧機械	エアー機器	自動制御装置	自動車洗浄装置	リフト・ジャッキ	レーザ加工機	水中ポンプ・コンプレッサー		
640	土木建設機械(除車両)	ミニバックホー	小型建設機械	クレーン車	水処理機械	ロードカッター	工事排水用ポンプ				
645	楽器	民族楽器	琴・三味線の修理								
650	視聴覚機器	放送用関連機器	映写用スクリーン	モニターテレビ設置	OHP						
655	写真機器材	カメラ用電池	フィルム現像機	画像加工処理	引伸機	写真材料	写真撮影	写真パネル製作	DPE処理機器	遠隔監視カメラ	
660	情報処理用機器材	ネットワーク関連機器	衛星画像受信装置	指紋認識装置	リサイクルトナー	磁気カード・ICカード	画像処理装置	光ファイバー情報機器	デジタルセキュリティシステム		
665	事務機器	グラフィック用複写機	ホワイトボード	紙折機	設計製図機器材	紙幣計算機	タイムレコーダー	レジスター	自動発券器	封入封緘機	
670	什器	パーティション	カウンター	保管庫・金庫	電動式移動書架	椅子張替修理	家具転倒防止工事	シューズボックス	展示ケース		
675	文房具・事務用品	賞状ケース	製図用品	画材・デザイン用品	額縁	図面用紙筒	賞状筒・表彰盆				
680	紙	裁断加工	画用紙・和紙	トレスイングペーパー・クラフト紙	ロール紙	ケナフ紙					
685	印章	印箱	スタンプ台								
690	自動車	電動車両	特殊車両架装	除雪車	移動図書館車	水難救助車					
695	自転車その他の車類	自転車・オートバイ用品	リヤカー	電動アシスト付自転車							
700	自動車用品	赤色灯・回転灯	サイレン	自動車洗車システム	クーラーガス						
705	医療機器	FM補聴システム	心臓カテーテル	人工腎臓用機器	レントゲンフィルム	ファイバースコープ	医療用吸引器	デジタル血圧計	電子カルテ	高気圧酸素装置	人工呼吸器
710	計測機器類(医療用を除く)	計量器の検査	通信用測定器	漏水・断層測定器	地中音響探知機	水中探索装置	気象観測機器	地震計・地下水水位計	速度測定装置	ガス検知機器	
715	理化学機器類	遺伝子解析装置	理化学機器消耗品	バイオ関連機器	飲酒検知機	農業試験機	DNA精製装置	振動解析装置	計測用ビデオカメラシステム	水質モニタリングシステム	

12 細目99「営業内容」の記載例

【物品】

営業種目		細目99にかかる営業内容の記載事例									
720	時計・メガネ	設備時計 (学校・公園・体育館等)	時報用タイマー	電気時計設備							
725	寝具	パジャマ・病衣	タオルケット	寝具カバー	シーツ						
730	縫製品	体育衣	手術衣	スカーフ・マフラー	イベント衣	特殊救助服	収納バック	エプロン	リュックサック等袋物		
735	帽子類	サンバイザー	イベント用帽子	雨覆い	帽子カバー	反射プリント帽子	ナースキャップ				
740	製靴	サンダル	防寒靴	コックシューズ	スリッパ	演技靴					
745	皮革	袋物特注品	防寒手袋	航空手袋	切符入れカバン	ショルダーバック					
750	装飾・繊維	日よけ	テーブルクロス	ソファークカバー	たすき	電飾幕	椅子カバー	アコーディオンドア	ハンカチ・ナプキン	夜間反射シート	
755	標章類	街区・町名・住居表示板	腕章	ネームプレート	電柱標識	胸章					
760	運動用品	体育施設器具	遊具(ブランコ・スベリ台等)	得点板設置	防球ネット	プール用品	体力診断システム	グラウンドマーカ			
765	看板	案内表示板・案内標識	ガードレール	カラーコーン	反射鏡	大型看板施工	案内板企画・デザイン	屋外掲示板	文字映像表示	反射看板	
770	金物雑貨	塗料	清掃用具	机上ガラス	ダストボックス	傘袋	ポリ袋・ゴミ袋	脚立・はしご			
775	業務用厨房機器類	生ごみ処理機	コーヒーマシン	レンジフード	エアタオル	配膳車	冷温運搬車	手指消毒器	包丁まな板殺菌保管庫	浄水システム	
780	通信機器	監視制御装置	交通信号制御機器	防災用通信システム	監視カメラシステム	ナースコールシステム	光通信機器	画像伝送装置	テレビ会議システム	骨伝導通信機器	
785	家庭用電気機器	蛍光管・電球									
790	産業用電気機器・資材	交通信号機	投光器	無停電電源装置	同時通訳システム	監視カメラ	交通信号機用電球	料金収受機械	ビル用照明機器	空気清浄機	鳥獣害防除機器
795	冷暖房機器	エアフィルター	送風機	オゾン脱臭機							
800	種苗飼肥料	鉢物(観葉植物)	病害虫防除資材	土壌改良資材							
805	農機具(除トラクター)	枝木粉碎機	堆肥散布機器	チェーンソー	土壌消毒機						
810	石油類(ローリー納め)										
815	石油類(店頭販売)	グリース	各種潤滑油	石油化学製品	メタノール	金属加工油					
820	その他の燃料	高圧ガス	新	アセチレンガス	フロンガス	液体窒素					
825	消防防災用品	災害用簡易トイレ	オイルフェンス	非常用濾過機	有毒ガス検知機	転倒防止器具	防じん・防毒マスク	火災報知設備	発煙筒		
830	医療用薬品・衛生材料	試薬	臨床検査薬	感染予防用品	X線フィルム	手指用消毒機	災害用医療資材セット				
835	産業用薬品	重金属固定剤	分析用・生化学用試薬	プール用消毒薬	道路凍結防止剤	活性炭	脱臭剤	除草剤			
840	船舶・航空機	マリンエンジン	クレーン式ポートけん引機	水上バイク							
841	船舶製造等の請負										
845	水道用機器材	濾過機	可搬式バルブ	ゲート開閉器	節水コマ	塩素滅菌機	メーター用パッキン	漏水防止機器	自動漏水音検知機		

12 細目99「営業内容」の記載例

【物品】

営業種目		細目99にかかる営業内容の記載事例									
850	発電用機器材	制御盤	監視措置	電圧・周波数変換装置	非常用発電装置	高電圧試験装置					
855	警察用品(除：制服・制帽)	二輪車拘束装置	警笛	現場保存テープ	防弾チョッキ	手錠入れ・警棒吊り	防弾楯	夜光チョッキ	駐車違反取締用具	防弾・防刃製品	
860	建物										
865	記念品・贈答品	ガラス・陶器製品	ブロンズ像	フォトスタンド	アルバム	傘	ギフト用品				
870	百貨店										
875	福祉・介護用機器	紙おむつ	介護補聴器	ポータブルトイレ	拡大読書器	床ずれ防止クッション	エアーマット	捕装具			
880	教材・教具										
885	工事用材料等	木材	アスファルト合材・乳剤	生コン	仮設資材	鋳鉄製品	非鉄金属	電設資材			
890	その他の物品	駐車場管理機器	自動販売機	襖・表具・室内装飾材料	風呂釜	陶芸窯・陶芸材料	転落・横断防止柵	鏡	官報・新聞	プレハブ建物	バリケード・カラーコーン
		畳・ゴザ	仮設トイレ	焼却炉	印紙・切手	着ぐるみ・イベント製作物	電力の供給	展示品・模型	券売機・両替機	表示板・掲示板	
900	物件の借入れ	樹木・観葉植物	自動券売機	遊戯娯楽設備	白衣等病衣類	催事関係物品	玄関マット・モップ	工作機械・産業機械	電子投票機	福祉・介護機器	
910	不用物品の買受け	フィルム現像液									

13 組織称号の一覧表

項番	組織称号	略称 / 説明
1	株式会社	(株)
2	有限会社	(有)
3	合資会社	(資)
4	合名会社	(名)
5	合同会社	(合)
6	協同組合	(同)
7	協業組合	(業)
8	企業組合	(企)
9	社団法人	(社)
10	公益社団法人	(公社)
11	一般社団法人	(一社)
12	財団法人	(財)
13	公益財団法人	(公財)
14	一般財団法人	(一財)
15	医療法人	(医)
16	医療法人社団	(医社)
17	医療法人財団	(医財)
18	社会福祉法人	(福)
19	独立行政法人	(独)
20	特殊法人	(特)
21	特定非営利活動法人	(非)
22	その他	上記にない場合は、「その他」を選択し、「その他の称号」欄に名称を入力します。

14 許可行政庁コード表

コード番号	許可行政庁	コード番号	許可行政庁
00	国土交通大臣	24	三重県知事
01	北海道知事	25	滋賀県知事
02	青森県知事	26	京都府知事
03	岩手県知事	27	大阪府知事
04	宮城県知事	28	兵庫県知事
05	秋田県知事	29	奈良県知事
06	山形県知事	30	和歌山県知事
07	福島県知事	31	鳥取県知事
08	茨城県知事	32	島根県知事
09	栃木県知事	33	岡山県知事
10	群馬県知事	34	広島県知事
11	埼玉県知事	35	山口県知事
12	千葉県知事	36	徳島県知事
13	東京都知事	37	香川県知事
14	神奈川県知事	38	愛媛県知事
15	新潟県知事	39	高知県知事
16	富山県知事	40	福岡県知事
17	石川県知事	41	佐賀県知事
18	福井県知事	42	長崎県知事
19	山梨県知事	43	熊本県知事
20	長野県知事	44	大分県知事
21	岐阜県知事	45	宮崎県知事
22	静岡県知事	46	鹿児島県知事
23	愛知県知事	47	沖縄県知事

15 簡易申請、経常JV、実績加算の事業協同組合の認定取扱い状況一覧表

団体名	簡易な申請	経常JV	実績加算事業協同組合			備考
			工事の事業協同組合	工事の官公需適格組合	物品・一般委託の官公需適格組合	
神奈川県						
相模原市	×	×				物品・一般委託の点数算出は行っていません。
平塚市	×					物品・一般委託の点数算出は行っていません。
鎌倉市						物品・一般委託の点数算出は行っていません。
藤沢市	×	×				物品・一般委託の点数算出は行っていません。
小田原市	×	×				物品・一般委託の点数算出は行っていません。
茅ヶ崎市	×	×				物品・一般委託の点数算出は行っていません。
逗子市						物品・一般委託の点数算出は行っていません。
三浦市	×					物品・一般委託の点数算出は行っていません。
秦野市	×	×				物品・一般委託の点数算出は行っていません。
厚木市	×					物品・一般委託の点数算出は行っていません。
大和市		×				物品・一般委託の点数算出は行っていません。
伊勢原市	×	×				物品・一般委託の点数算出は行っていません。
海老名市	×	×				物品・一般委託の点数算出は行っていません。
座間市		×				物品・一般委託の点数算出は行っていません。
南足柄市	×	×	×		×	
綾瀬市		×				物品・一般委託の点数算出は行っていません。
葉山町	×	×			×	物品・一般委託の点数算出は行っていません。
寒川町	×	×			×	物品・一般委託の点数算出は行っていません。
大磯町					×	
二宮町					×	
中井町					×	
大井町		×			×	
松田町					×	
開成町		×			×	
箱根町						物品・一般委託の点数算出は行っていません。
湯河原町		×			×	
愛川町		×			×	
清川村						物品・一般委託の点数算出は行っていません。
神奈川県内広域水道企業団		×			×	

【凡例】

・「簡易な申請」

- 「 」 - 認定を行い、入札参加資格も得ることができる団体
- 「 」 - 認定は行うが、指名競争入札において指名を行わない団体
- 「 」 - 認定は行うが、指名競争入札において指名を行わない、また、一般競争入札についても参加が出来ない団体
- 「×」 - 認定を行わない団体

・「経常」JV

・「実績加算事業協同組合」

- 「 」 - 認定を行う団体
- 「×」 - 認定を行わない団体

16 かながわ電子入札共同システム利用規約

かながわ電子入札共同システム利用規約

(目的)

第1条 本規約は、かながわ電子入札共同システム（以下「本システム」といいます。）の利用にあたって必要な事項を定めるものです。

2 サブシステムごとの内容に応じた個別の事項については、別に定める個別の運用基準によることとします。

(用語の定義)

第2条 本規約において使用する用語の意義は、次の各号のとおりとします。

- (1) かながわ電子入札共同システム 神奈川県及び市町村等が共同で運営する入札参加資格申請や電子入札を行うためのシステム
- (2) 資格申請システム 本システムのサブシステムとして、競争入札参加資格認定に係る申請手続等を行うシステム
- (3) 電子入札システム 本システムのサブシステムとして、入札手続を行うシステム
- (4) 入札情報サービスシステム 本システムのサブシステムとして、入札関係情報を閲覧することができるシステム
- (5) 共同運営参加団体 本システムの共同運営に参加する地方公共団体等
- (6) コールセンター 利用者からの本システム利用上の問い合わせの受付及び回答を行う機関

(規約への同意)

第3条 本システムを利用するには、本規約に同意していただく必要があり、本規約に同意することができない場合は、本システムをご利用いただくことはできません。なお、本システムを利用された方は、本規約に同意したものとみなします。

(利用時間)

第4条 資格申請システム及び電子入札システムの利用時間は、土日祝日及び12月29日から1月3日までを除く平日の午前8時30分から午後8時00分までとします。入札情報サービスシステムの利用時間は、土日祝日含む毎日の午前5時00分から翌午前4時00分までとします。

ただし、保守・点検等のために、本システムの一部又は全部を停止することがあります。

2 本システムの運用停止を行う場合は、原則として、かながわ電子入札共同システムのサイト (<http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) で事前にお知らせしますが、システム管理者が特に必要と認める場合には、予告なしに停止することがあります。

(利用者問い合わせ対応)

第5条 本システムの利用上の問い合わせは、コールセンターにて次のとおり対応します。

電話による対応 9時から17時まで

フリーコール 0120 - 921 - 182

ただし、土日祝日及び12月29日から1月3日までを除く平日のみの対応とします。

(利用環境)

第6条 本システムは、利用マニュアル等に定められているソフトウェアを搭載し、必要な設定を行った環境で利用することとします。

(システム使用可能文字)

第7条 本システムにおいて使用可能な文字は、JIS X 0201 (半角カナを除く) 及び JIS X 0208 のうち、別表に掲げる使用禁止文字を除くものとし、その他の外字、機種依存文字等の使用は不可とします。

(ウィルス対策)

第8条 本システムの機能を用いて電子ファイルを登録する場合は、必ず事前にウイルスチェックを行うものとします。ウイルスチェックに使用するアプリケーションの種類は指定しないが、常に最新のパターンファイルを適用することとします。

(禁止事項)

第9条 本システムの利用にあたっては、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 本システムを競争入札資格申請、電子入札に係る手続き及び入札情報の閲覧以外の目的で利用すること。
- (2) 本システムに対し、不正にアクセスすること。
- (3) 本システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4) 本システムに対し、ウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 他人のID、パスワード等(ICカード含む)を不正に使用すること。
- (6) その他法令等に違反すると認められる行為をすること。

(禁止事項に対する防御措置)

第10条 共同運営参加団体は、本システムに対し、前条各号のいずれかに該当する行為が明らかな場合又は該当する行為があると疑うに足る相当な理由がある場合は、利用者から収集した情報の抹消、本システムによるサービスの停止等必要な措置を行うことができるものとします。

(免責事項)

第11条 共同運営参加団体は、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について一切の責任を負わないものとします。

2 共同運営参加団体は、本システムの運用の停止、中止、中断等により発生した利用者の損害について一切の責任を負わないものとします。

(著作権)

第12条 本システムに含まれているプログラムその他著作物の修正、複製、改ざん、販売等の行為を禁止します。なお、本システムに含まれているプログラムその他著作物に関する著作権は、日本国の著作権法によって保護されています。

(個人情報の保護)

第13条 共同運営参加団体は、本システムにより利用者から取得した個人情報については、本来の目的以外に利用または提供せず、各団体において規定される個人情報保護条例等に基づいた保護及び適正管理を行います。

(準拠法及び管轄)

第14条 本規約は日本国法に準拠するものとします。

2 本システムの利用又は本規約に関して利用者と共同運営参加団体の間に生ずるすべての紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(利用規約の変更)

第15条 共同運営参加団体は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができるものとします。

2 利用者は、利用の都度、本規約を確認することとし、本規約変更後に本システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

附 則

本規約は、平成 17 年 9 月 27 日から適用します。

附 則

本規約は、平成 22 年 4 月 1 日から適用します。

附 則

本規約は、平成 23 年 3 月 1 日から適用します。

附 則

本規約は、平成 28 年 2 月 29 日から適用します。

別表（第7条関連）

JIS X 0201（半角）

JIS	文字
22	"
24	\$
25	%
26	&
27	'
28	(
29)

JIS	文字
2A	*
3C	<
3D	=
3E	>
3F	?
5C	¥
5F	-

JIS X 0208（全角）

JIS	文字
2131	
213B	○
2140	\
2142	
215D	-（全角マイナス）
2171	
2172	
2240	
2241	
224C	

JIS	文字
225C	
225D	
225E	
2261	
2262	
2265	
2266	
2268	
2269	

17 資格申請運用基準

資格申請運用基準

1 総則

(1) 目的

この基準は、神奈川県市町村共同運営のかながわ電子入札共同システムを（以下、「本システム」という。）利用した競争入札参加資格認定の申請等について必要な事項を定める。この基準に定めがないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び各団体の規則、条例、公告等に従うものとする。

(2) 適用範囲

この基準の適用範囲は、次のとおりとする。

ア 適用を受ける業務

本システムにより行う入札参加資格認定申請、届出、認定、及び指名停止業務。

イ 適用を受ける業種

本システム上で取り扱う入札参加資格に関するすべての業種（工事、建設コンサルタント等業務、一般業務委託、物品）。

ウ 適用を受ける団体

共同運営参加団体（以下、「団体」という。）

エ 適用を受ける申請者等

本システム上で入札参加資格の認定を申請するすべての申請者、申請手続者、及び認定を受けた受任者。

(3) 用語

この基準で使用する用語の意義は、かながわ電子入札共同システム利用規約第2条に規定する用語のほか、次のとおりとする。

ア 事業者

各団体が発注する工事、業務委託、物件の買入れ・借入れ等の契約を受注することができる事業を営む者。

イ 申請者

資格申請システムにより、仮IDの交付請求、入札参加資格の申請などを行う事業者。法人の場合はその法人の代表者、個人の場合は個人事業主に同じ。

ウ 申請手続者

資格申請システムにより、仮IDの交付請求、入札参加資格の申請などの具体的な手続きを執行する申請者、又は申請者の委任を受けて行う企業内担当者、及び行政書士の資格を有する代理申請者等。

エ 受任者

代表者から入札に関する権限の委任を受けた者のうち、入札参加資格者名簿に受任者として登録されている者。

オ 認定機関

各団体において、入札参加資格認定の申請を受け、申請内容の審査や認定、指名停止などの処分を行なう業務を所管する所属。

カ 仮ID

新規の申請を行なうにあたり、商号名称や連絡先などの初期情報を資格申請システムに登録することで自動発行される8桁の識別番号。

キ 本ID（認定番号）

資格申請システムにより、仮IDを用いた申請が受理され、初めて認定を受けるときに、県から発行される認定通知書に記載する6桁の識別番号。認定番号と同じ。以後の変更届や資格を継続するための申請などでも利用する。

ク パスワード

仮ID、及び本IDを資格申請システムが自動発行する際に併せてそれぞれ発行する本人を確認するための情報。

ケ 定期申請

入札参加資格の認定期間は最長2年間を単位とし、今期の認定期間満了により次期の認定期間を有効とするが、認定期間の初日から認定を受けようとするときの申請手続き。

コ 随時申請

認定期間の途中から認定を受けようとするときの申請手続き。

(4) 文書の通知及び提出の基本的な考え方

資格申請システムによる文書の通知及び提出は、次の場合に有効になるものとする。

ア 電子文書による通知

認定機関が作成した通知文書が資格申請システムのサーバに到達し、申請者又は申請手続き者が資格申請システム上で当該文書を受領できる状態になったとき。

イ 電子文書による提出

資格申請システムにより申請者又は申請手続き者が作成した申請書又は届出書が資格申請システムのサーバに正常に到達した状態になったとき。

ウ 紙文書による通知

認定機関が作成した通知文書が、申請者又は申請手続き者が資格申請システム上に登録した所在地に送達されたとき。なお、認定通知書を紙文書により送付するときには、申請者あてとする。

エ 紙媒体文書による提出

申請者又は申請手続き者が作成した誓約書や、所管官庁が発行した各種納税証明書などが、所定の認定機関に到達したとき。

(5) メール受信後の手続

資格申請システムが発行した電子メールを申請者又は申請手続き者が受信した場合は、その受信内容に基づき、資格申請システム上で必要な手続を行うものとする。

(6) メールアドレスの管理

申請者又は申請手続き者は、資格申請システムが発行する電子メールを適切に受信できるよう、資格申請システムに登録したメールアドレスに誤りがないことを常に確認し、誤りがあった場合やメールアドレスを変更したときには、速やかに資格申請システムに正しいメールアドレスを登録するものとする。

2 仮ID、及び本IDの取扱い

(1) 資格申請の認証

資格申請システムにより申請、及び届出をする場合は、仮ID、又は本IDとパスワードが、資格申請システムに登録された内容と一致した場合、申請手続き者が正規の権限を有するものであることを認証する。

(2) 資格申請の権限管理

申請者は、資格申請システムを利用して、企業内担当者、又は代理申請者等に申請手続きをさせようとするときは、自己の管理責任のもとに、仮ID、又は本IDを申請手続き者に利用させるものとする。

(3) パスワードの管理

申請者は、パスワードの漏洩防止に努めるほか、企業内担当者、又は代理申請者等に仮ID、又は本IDを利用させるときには、パスワードの適切な管理について徹底し、適宜パスワードを変更するなど安全対策に万全を期すこと。

なお、本IDのパスワードについては、初めて認定を受けるときに、県から発行される認定通知書に記載されるので、受領後は速やかに資格申請システムでパスワードを変更し、厳重に管理すること。

3 申請の時期と認定期間

(1) 定期申請の時期と公表

定期申請の申請受付時期は、原則として隔年の11月とし、正式な日程は各団体の公告、又は規則等によって定めるものとする。

また、受付開始の1か月前までに本システムにより公表するほか、資格申請システムにより、申請者、及び申請手続き者に宛て、申請開始時期を案内するメールを送信するものとする。

(2) 定期申請の認定期間

定期申請により認定する入札参加資格が有効となる認定期間は、隔年の4月1日より、翌々年の3月31日とする。

(3) 随時申請の時期と公表

随時申請の申請受付時期は、原則として当該認定年度における認定期間の初日から、翌々年の2月1日までとし、各団体により相違するが、正式な日程は各団体の公告、又は規則等によって定めるものとする。

また、初回受付開始の1か月前までに本システムにより公表するものとする。

(4) 随時申請の認定期間

随時申請により認定する入札参加資格が有効となる認定期間は、原則として毎月1日までに申請書が資格申請システムサーバーに送達され、かつ、認定に必要な提出書類が翌日までに所定の認定機関に送達された場合に限り、翌月1日より開始し、当該認定年度における認定期間の満了日までとする。

(5) WTO申請等の時期と公表

WTO申請等（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される競争入札に参加するための申請、又は会社分割など企業再編に伴う迅速な認定を希望する申請）の申請受付時期は、原則として定期申請の認定期間中とし、正式な日程は各団体の公告、又は規則等によって定めるものとする。

(6) WTO申請等の認定期間

WTO申請等により認定する入札参加資格が有効となる期間は、原則として申請書が資格申請システムサーバーに送達され、かつ、認定に必要な提出書類が所定の認定機関に送達され、審査が完了したときから速やかな日より開始し、定期申請にかかる認定期間の満了日までとする。

(7) WTO申請等の受付範囲

WTO申請等による申請を受け付ける団体は、当分の間、県及び相模原市とする。

4 実績加算の特例

(1) 実績加算の適用を受けられることができる特例の種類

実績加算の適用を受けられることができる特例の種類は、以下のとおりとする。

ア 経常建設企業体（いわゆる経常JV）を結成し、構成員の施工実績等を加算する場合。

イ 建設業協同組合の各組合員が有する施工実績等を加算した協同組合（実績加算の協同組合）として入札への参加を希望する場合。

ウ 一般委託・物品の官公需適格組合が役員である組合員の売上実績を加算した適格組合として入札への参加を希望する場合。

(2) 実績加算の適用を受けられることができる特例の適用範囲

実績加算の適用を受けられることができる特例を適用する範囲は、各団体により相違するものとし、各団体の公告、又は規則等によって定めるものとする。

また、本システムにより公表するものとする。

5 簡易な申請の取扱い

(1) 簡易な申請の設定

業種区分が一般委託、又は物品に限り、主に小額な契約を対象とする資格に限定した簡易な申請手続きを設けるものとする。

(2) 簡易な申請の取扱い

簡易な申請を受け付けるかどうか、また、参加できる入札等の範囲については、各団体により相

違えるものとし、各団体の公告、又は規則等によって定めるものとする。

ただし、簡易な申請ができる営業種目は、受け付ける団体において共通とする。

また、本システムにより取扱い状況を公表するものとする。

(3) 簡易な申請から通常の申請へ切り替え

簡易な申請から通常の申請へ、又はその逆に通常の申請から簡易な申請への切り替えは、定期申請では継続して申請するとき、随時申請では一旦全廃業としたときに限り可能とする。

6 申請内容に変更が生じたときの取扱い

申請者は、別に定める「申請の手引き」に従い、受任者の交代などにより入札参加資格の申請内容に変更を生じた場合には、資格申請システムにより、速やかに変更届を送信するものとする。

7 確認書類の提出

(1) 確認書類の提出

申請手続者は、資格申請システムにより、申請書、又は届出書を送信したときは、別に定める「申請の手引き」に従い、申請又は届出をする各団体の認定機関において提出が必要された書類を、それぞれの団体に提出するものとする。

(2) 提出書類の送付方法

申請手続者は、提出書類を送付するときには、資格申請システムにより、各団体ごとの送付先別提出書類一覧表、及び宛先を印刷し、宛先を添付したA4封筒(角型2号)に送付先別提出書類一覧表と提出書類を同封して、簡易書留で郵送するものとする。

なお、同封すべき提出書類がなにもない場合には、送付先別提出書類一覧表のみ郵送又はFAX等により送付するものとする。

8 共同受付

(1) 共同受付窓口と固有受付窓口

各団体への入札参加資格の申請受付は、県のみ又は県以外の団体に申請する事業者を対象とし、県に共同受付窓口を設置して共通的な審査を行い、県以外の団体に固有受付窓口を設置して固有の審査を行なうものとする。

(2) 共同受付窓口での申請取下げ、不認定の効果

県が実施する共同受付窓口において、申請者、又は申請手続者が申請を取下げたときには、県以外の団体に対する申請も、同時に取下げたものとし、共通審査において不認定となったときには、県以外の団体に対する申請も、同時に不認定となったものとする。

9 名簿の公表等

(1) 競争入札参加資格者名簿の公表

入札参加資格の認定、及び変更届を受理したときは、入札情報サービスシステムにより、各団体ごとに最新の名簿、及び申請のあった許可等の内容を公表するものとする。

(2) 指名停止の公表

各団体が指名停止の通知を発行したときには、入札情報サービスシステムにより、各団体ごとの指名停止状況を公表するものとする。

10 システム障害

(1) 認定機関側のシステム障害について

資格申請システム用サーバやネットワークなどに障害が発生し、申請、届出が処理できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を勘案して、受付期限の延期、電子文書の送信から紙文書の提出への変更などの対策を速やかに講じるものとする。

なお、対応については、必要に応じて本システムや電話等により、申請者、及び申請手続者に周知するものとする。

(2) 認定機関側以外のシステム障害等について

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者(プロバイダを含む)の原因に

よるネットワーク障害その他入札参加者の責任によらない特段の事情により、申請手続き者が資格申請システムを利用できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を勘案して、受付期限の延期、電子文書の送信から紙文書の提出への変更などの対策を速やかに講じるものとする。

なお、対応については、必要に応じて本システムや電話等により、申請者、及び申請手続き者に周知するものとする。

11 虚偽の申請

申請者、又は申請手続き者が、虚偽の申請を行なった場合、故意又は重大な過失があるときは、入札参加資格の申請を不認定、または認定資格を無効とする。

12 運用基準の変更

団体は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行なうことなく、本運用基準を変更することができるものとする。

なお、団体は、本運用基準を変更するときには、本システムにより、周知を図るものとする。

また、利用者は、利用の都度、本運用基準を確認することとし、本運用基準変更後に本システムを利用したときには、変更後の運用基準に同意したものとみなす。

附 則

本運用基準は、平成 17 年 9 月 27 日から適用する。

附 則

本運用基準は、平成 21 年 3 月 1 日から適用する。

附 則

本運用基準は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本運用基準は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

発行元： かながわ電子入札共同システム 共同運営参加団体

平成31年3月18日 発行